

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

資料番号：SA技-17-2 改2

2017年12月26日
日本原子力発電株式会社

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<p>1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 ＜目次＞</p> <p>1.16.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 (2) 対応手段と設備の選定の結果 a. 重大事故等時において運転員が中央制御室にとどまるために必要な対応手段及び設備 (a) 対応手段 (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 b. 手順等</p> <p>1.16.2 重大事故等時の手順</p> <p>1.16.2.1 居住性を確保するための手順等 (1) 中央制御室換気空調系設備の運転手順等 a. 炉心損傷の判断時の中央制御室可搬型陽圧化空調機起動手順 b. 中央制御室換気空調系再循環運転モード停止時の中央制御室可搬型陽圧化空調機起動手順</p> <p>c. 中央制御室換気空調系再循環運転モード使用時に中央制御室内放射線量が異常上昇した場合の中央制御室可搬型陽圧化空調機起動手順</p> <p>(2) 中央制御室待避室の準備手順 a. 中央制御室待避室陽圧化装置による中央制御室待避室の陽圧化手順 b. カードル式空気ポンベユニットによる中央制御室待避室の陽圧化手順</p> <p>(3) 中央制御室の照明を確保する手順</p> <p>(4) 中央制御室の酸素ガス及び二酸化炭素ガスの濃度測定と濃度管理手順</p> <p>(5) 中央制御室待避室の照明を確保する手順</p> <p>(6) 中央制御室待避室の酸素ガス及び二酸化炭素ガスの濃度測定と濃度管理手順</p> <p>(7) 中央制御室待避室データ表示装置によるプラントパラメータ等の監視手順</p> <p>(8) その他の放射線防護措置等に関する手順等</p>	<p>1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 ＜目次＞</p> <p>1.16.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 (2) 対応手段と設備の選定の結果 a. 重大事故等発生時において運転員等が中央制御室にとどまるために必要な対応手段及び設備 b. 重大事故等対処設備、重大事故等対処施設、自主対策設備及び資機材 c. 手順等</p> <p>1.16.2 重大事故等時の手順</p> <p>1.16.2.1 居住性を確保するための手順 (1) 中央制御室換気系による居住性の確保 a. 交流動力電源が正常な場合の運転手順 b. 全交流動力電源が喪失した場合の運転手順 (2) 原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保 a. 交流動力電源が正常な場合の運転手順 b. 全交流動力電源が喪失した場合等の運転手順 (3) 原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止による居住性の確保 a. 遠隔操作する場合の手順 b. 現場において人力による操作が必要な場合の手順 c. 原子炉建屋外側ブローアウトパネルの強制開放手順</p> <p>(4) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計による居住性の確保 a. 中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順 b. 中央制御室待避室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順 (5) 可搬型照明（S A）による居住性の確保 a. 中央制御室の照明を確保する手順</p>	<p>東海第二での整理結果に基づく章題</p> <p>居住性確保のために東海第二では換気系による循環運転、KKでは陽圧化を行う</p> <p>基準規則の改正による原子炉建屋外側ブローアウトパネルが開放した場合の閉止手順</p> <p>東海第二では非常用換気系による循環運転でMCR内の居住性の確保が可能</p> <p>使用する設備毎に沿って手順を並び替えた。（以降ページでは比較のため東2に沿って柏崎資料を並び替えている）</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<p>a. 炉心損傷の判断後に全面マスク等を着用する手順</p> <p>b. 放射線防護に関する教育等</p> <p>c. 重大事故等時の運転員の被ばく低減及び被ばく線量の平準化</p> <p>(9) その他の手順項目について考慮する手順</p> <p>(10) 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>(11) 現場操作のアクセス性</p> <p>(12) 操作の成立性</p> <p>1. 16. 2. 2 汚染の持ち込みを防止するための手順等</p> <p>(1) チェンジングエリアの設置及び運用手順</p> <p>1. 16. 2. 3 運転員等の被ばくを低減するための手順等</p> <p>(1) 非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順</p> <p>a. 非常用ガス処理系起動手順</p>	<p>b. 中央制御室待避室の照明を確保する手順</p> <p>(6) 中央制御室待避室による居住性の確保</p> <p>a. 中央制御室待避室の準備手順</p> <p>b. データ表示装置（待避室）によるプラントパラメータの監視手順</p> <p>c. 衛星電話設備（可搬型）（待避室）による通信連絡手順</p> <p>(7) その他の放射線防護措置等</p> <p>(8) 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>1. 16. 2. 2 汚染の持ち込みの防止</p> <p>(1) チェンジングエリアの設置及び運用による汚染の持ち込みの防止</p> <p>1. 16. 2. 3 その他の手順項目について考慮する手順</p>	<p>居住性の確保のために現場にアクセスして操作する必要のある作業がない</p> <p>待避室の操作の成立性に関する記載のため 1.16.2.2(6)に移動</p> <p>S G T S の運転手順を 1.16.2.(3)に記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<p>1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等</p> <p>【要求事項】</p> <p>発電用原子炉設置者において、原子炉制御室に関し、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】</p> <p>1 「運転員がとどまるために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置（原子炉制御室の遮蔽設計及び換気設計に加えてマネジメント（マスク及びボンベ等）により対応する場合）又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 重大事故が発生した場合においても、放射線防護措置等により、運転員がとどまるために必要な手順等を整備すること。 b) 原子炉制御室用の電源（空調及び照明等）が、代替交流電源設備からの給電を可能とする手順等（手順及び装備等）を整備すること。 <p>重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な設備及び資機材を整備しており、ここでは、この対処設備及び資機材を活用した手順等について説明する。</p>	<p>1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等</p> <p>【要求事項】</p> <p>発電用原子炉設置者において、原子炉制御室に関し、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】</p> <p>1 「運転員がとどまるために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置（原子炉制御室の遮蔽設計及び換気設計に加えてマネジメント（マスク及びボンベ等）により対応する場合）又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 重大事故が発生した場合においても、放射線防護措置等により、運転員がとどまるために必要な手順等を整備すること。 b) 原子炉制御室用の電源（空調及び照明等）が、代替交流電源設備からの給電を可能とする手順等（手順及び装備等）を整備すること。 <p>重大事故等が発生した場合において、運転員等が原子炉制御室（以下「中央制御室」という。）にとどまるために必要な設備及び資機材を整備する。ここでは、この対処設備及び資機材を活用した手順等について説明する。</p>	記載の適正化

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<p>1. 16. 1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備、設計基準事故対処設備、設計基準対象施設、自主対策設備^{※1}の他に資機材^{※2}を用いた対応手段を選定する。</p> <p>※1 自主対策設備：技術基準上全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況で使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>※2 資機材：防護具及びチェンジングエリア設営用資機材については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>また、選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第五十九条及び技術基準規則第七十四条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。</p> <p>（添付資料 1. 16. 1, 1. 16. 2）</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>審査基準及び基準規則要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備、設計基準事故対処設備、設計基準対象施設、自主対策設備と資機材を以下に示す。</p> <p>なお、重大事故等対処設備、重大事故等対処施設及び資機材と整備する手順についての関係を第 1. 16-1 表に示す。</p> <p>a. 重大事故等時において運転員が中央制御室にとどまるために必要な対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>重大事故等時に環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員を防護するため、全交流動力電源が喪失した場合は代替交流電源設備から中央制御室用の電源を確保する手段がある。</p> <p>中央制御室の居住性を確保する設備は以下のとおり。</p>	<p>1. 16. 1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>重大事故等が発生した場合において、運転員等が中央制御室にとどまるために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備、重大事故等対処施設、自主対策設備^{※1}の他に資機材^{※2}を用いた対応手段を選定する。</p> <p>※1 自主対策設備：技術基準上全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況で使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>※2 資機材：放射線からの防護のために用いる防護具（全面マスク等）及び汚染の持ち込み防止のために用いるチェンジングエリア用資機材（テントハウス等）をいう</p> <p>また、選定した重大事故等対処設備及び重大事故等対処施設により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第五十九条及び技術基準規則第七十四条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備及び資機材との関係を明確にする。</p> <p>（添付資料 1. 16. 1, 1. 16. 2）</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>審査基準及び基準規則要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備、重大事故等対処施設、自主対策設備及び資機材を以下に示す。</p> <p>なお、重大事故等対処設備、重大事故等対処施設、自主対策設備及び資機材と整備する手順についての関係を第 1. 16-1 表に示す。</p> <p>a. 重大事故等発生時において運転員等が中央制御室にとどまるために必要な対応手段および設備</p> <p>(a) 中央制御室の居住性の確保</p> <p>重大事故等時に環境に放出された放射性物質による放射線被ばくから運転員等を防護するため、中央制御室の居住性を確保する手段がある。また、全交流動力電源が喪失した場合は代替交流電源設備から中央制御室の電源を確保する手段がある。</p> <p>i) 中央制御室換気系による居住性の確保</p>	<p>中央制御室及び中央制御室遮蔽は重大事故等対処施設として整理した。</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室 ・中央制御室遮蔽 ・中央制御室可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット・プロワユニット） ・中央制御室可搬型陽圧化空調機用仮設ダクト ・中央制御室換気空調系給排気隔離弁（MCR外気取入ダンパ、MCR排気ダンパ、MCR非常用外気取入ダンパ） ・中央制御室換気空調系ダクト（MCR外気取入ダクト、MCR排気ダクト） ・中央制御室待避室 ・中央制御室待避室遮蔽 ・中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ） ・中央制御室待避室陽圧化装置（配管・弁） ・可搬型蓄電池内蔵型照明 ・差圧計 ・酸素濃度・二酸化炭素濃度計 ・無線連絡設備（常設） ・無線連絡設備（常設）（屋外アンテナ） ・衛星電話設備（常設） ・衛星電話設備（常設）（屋外アンテナ） ・データ表示装置（待避室） ・常設代替交流電源設備 ・第二代替交流電源設備 ・非常用照明 ・カードル式空気ポンベユニット ・乾電池内蔵型照明 	<p>中央制御室換気系による居住性の確保に用いる設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室 ・中央制御室遮蔽 ・中央制御室換気系 空気調和機ファン ・中央制御室換気系 フィルタ系ファン ・中央制御室換気系 フィルタユニット <p>ii) 原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保</p> <p>原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保に用いる設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ガス処理系 排風機 ・非常用ガス再循環系 排風機 <p>iii) 原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止</p> <p>原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止に用いる設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブローアウトパネル閉止装置 ・ブローアウトパネル強制開放装置 <p>iv) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計による居住性の確保</p> <p>中央制御室及び中央制御室待避室の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計による居住性の確保に用いる設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室 ・中央制御室待避室 ・酸素濃度計※3 ・二酸化炭素濃度計※3 <p>※3 計測器本体を示すため計器名を記載</p> <p>v) 可搬型照明（S A）による照明の確保</p> <p>中央制御室及び中央制御室待避室の可搬型照明（S A）による照明を確保に用いる設備は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室待避室 ・中央制御室待避室遮蔽 ・可搬型照明（S A） <p>vi) 中央制御室待避室による居住性確保</p> <p>データ表示装置（待避室）によるプラントパラメータの監視、中央制御室待避室の準備及び衛星電話設備（可搬型）（待避室）による通信連絡に用いる設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室 	<p>東海第二では陽圧化空調器は用いない。</p> <p>東海第二では中央制御室換気系、を重大事故等対処設備として用いる。</p> <p>設備名称の違い</p> <p>記載の適正化</p> <p>東海第二ではカードル式空気ポンベユニット、乾電池内蔵型照明は使用しない。</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<p>中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、中央制御室への汚染の持ち込みを防止する手段がある。</p> <p>中央制御室への汚染の持ち込みを防止するための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乾電池内蔵型照明 ・非常用照明 ・防護具及びチェンジングエリア設営用資機材 <p>原子炉建屋原子炉区域内を負圧に維持することで、重大事故等により原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉区域内に漏えいしてくる放射性物質が原子炉建屋原子炉区域から直接環境へ放出されることを防ぎ、運転員等の被ばくを未然に防止する手段がある。</p> <p>運転員等の被ばくを未然に防止するための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ガス処理系排風機 ・非常用ガス処理系フィルタ装置 ・非常用ガス処理系乾燥装置 ・非常用ガス処理系配管・弁 ・主排気筒（内筒） ・非常用ガス処理系排気流量 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室遮蔽 ・中央制御室待避室 ・中央制御室待避室遮蔽 ・データ表示装置（待避室） ・中央制御室待避室 空気ポンベユニット（空気ポンベ） ・衛星電話設備（可搬型）（待避室） ・差圧計 <p>vii) その他の放射線防護措置等</p> <p>放射線防護措置等に用いる設備及び資機材は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室 ・中央制御室遮蔽 ・防護具（全面マスク） <p>(b) 汚染の持ち込み防止</p> <p>中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、中央制御室への汚染の持ち込みを防止する手段がある。</p> <p>中央制御室への汚染の持ち込みを防止するための設備及び資機材は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型照明（SA） ・防護具及びチェンジングエリア用資機材 	<p>放射線防護措置として資機材等を記載</p> <p>設備名称の違い 東海第二の可搬型照明（SA）には代替交流電源から給電する。</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋外気差圧 ・原子炉建屋原子炉区域 ・非常用交流電源設備 ・常設代替交流電源設備 ・第二代替交流電源設備 <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>中央制御室の居住性を確保する設備及び運転員の被ばく線量を低減する設備のうち中央制御室、中央制御室遮蔽、中央制御室可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット・プロワユニット）、中央制御室可搬型陽圧化空調機用仮設ダクト、中央制御室換気空調系給排気隔離弁（MCR外気取入ダンパ、MCR排気ダンパ、MCR非常用外気取入ダンパ）、中央制御室換気空調系ダクト（MCR外気取入ダクト、MCR排気ダクト）、中央制御室待避室、中央制御室待避室遮蔽、中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ、配管・弁）、可搬型蓄電池内蔵型照明、差圧計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、無線連絡設備（常設）、無線連絡設備（常設）（屋外アンテナ）、衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（常設）（屋外アンテナ）、データ表示装置（待避室）、非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備、非常用ガス処理系排風機、非常用ガス処理系フィルタ装置、非常用ガス処理系乾燥装置、非常用ガス処理系配管・弁、主排気筒（内筒）、非常用ガス処理系排気流量、原子炉建屋外気差圧及び原子炉建屋原子炉区域は重大事故等対処設備と位置付ける。</p> <p>以上の設備により、重大事故等が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまることができるため、以下の設備は自主対策設備と位置づける。あわせてその理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用照明 　　非常用照明は設計基準対象施設ではあり耐震性が確保されていないが、全交流動力電源喪失時に代替交流電源設備から給電可能であるため、可搬型蓄電池内蔵型照明の代替設備として有効である。 ・カードル式空気ポンベユニット 　　カードル式空気ポンベユニットの準備操作は、参集した緊急時対策要員によって実施すること、さらには空気の供給開始までに時間を要するが、仮に6号及び7号炉の格納容器ベントのタイミングのずれを考慮した場合でも、中央制御室待避室に必要空気量を供給する際に有効である。 ・第二代替交流電源設備 　　耐震性は確保されていないが、常設代替交流電源設備と同等の機能を有 	<p>b. 重大事故等対処設備、重大事故等対処施設、自主対策設備及び資機材</p> <p>「(a) 中央制御室の居住性の確保」のために使用する設備のうち中央制御室遮蔽、中央制御室換気系 空気調和機ファン、中央制御室換気系 フィルタ系ファン、中央制御室換気系 フィルタユニット、非常用ガス処理系 排風機、非常用ガス再循環系 排風機、プローアウトパネル閉止装置、可搬型照明（S A）、衛星電話設備（可搬型）（待避室）、差圧計、データ表示装置（待避室）、中央制御室待避室遮蔽、中央制御室待避室 空気ポンベユニット（空気ポンベ）、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は重大事故等対処設備と位置付ける。</p> <p>「(b) 汚染の持ち込み防止」のために使用する設備のうち、可搬型照明（S A）は、重大事故等対処設備と位置付ける。</p> <p>中央制御室及び中央制御室待避室は、重大事故等対処施設と位置付ける。</p> <p>これらの設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備がすべて網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備及び重大事故等対処施設により中央制御室の居住性を確保し、汚染の持ち込みを防止することができるため以下の設備は、自主対策設備と位置付ける。あわせてその理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用照明 　　非常用照明は、耐震性が確保されていないが、全交流電源喪失時に代替交流電源設備から給電可能であるため、照明を確保する手段として有効である。 ・プローアウトパネル強制開放装置 　　状況に応じて必要な箇所全てを開放するまでに時間を要するが、原子炉建屋外側プローアウトパネルを強制的に開放する必要が生じた場合の手段として有効である。 <p>防護具及びチェンジングエリア用資機材は本条文【解釈】1a) 項を満足する</p>	<p>記載の適正化 東海第二では陽圧化空調器は用いない。 東海第二では中央制御室換気系、非常用ガス処理系、非常用ガス再循環系を重大事故等対処設備として用いる。 設備名称の違い 中央制御室及び待避室を重大事故等対処施設として整理 記載の適正化 関連S A設備（流路等）は記載しない 東海第二の非常用照明は可搬型照明（S A）の代替としては使用しない。（可搬型照明（S A）が代替交流電源設備より給電可能であるため） プローアウトパネル強制開放装置を自主対策設備として設定 東海第二ではカードル式空気ポンベユニットは使用しない。</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<p>することから、健全性が確認できた場合において、事故対応時に必要な電源を確保するための手段として有効である。</p> <p>なお乾電池内蔵型照明、防護具及びチェンジングエリア設営用資機材については、資機材であるため重大事故等対処設備とはしない。</p> <p>b. 手順等</p> <p>上記のa.により選定した対応手段に係る手順を整備する。また、重大事故時に監視が必要となる計器及び重大事故時に給電が必要となる設備についても整備する（第1.16.2表、第1.16.3表）。</p> <p>これらの手順は、運転員及び復旧班要員※3の対応として全交流動力電源喪失の対応手順等に定める。また、保安班要員※4の対応として汚染の持ち込みを防止するための手順に定める。</p> <p>※3 復旧班要員：緊急時対策要員のうち応急復旧計画の立案と措置、電源機能等喪失時の措置を行う要員をいう。</p> <p>※4 保安班要員：緊急時対策要員のうち所内外の放射線・放射能の状況把握、被ばく・汚染管理を行う要員をいう。</p> <p>1.16.2 重大事故等時の手順</p> <p>1.16.2.1 居住性を確保するための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員の被ばく量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な設備として、6号及び7号炉中央制御室換気空調系に外気との隔離を行うための隔離ダンパをそれぞれ設置する。また、中央制御室可搬型陽圧化空調機を設置し、放射性物質を取り除いた後の外気を中央制御室へ供給することで、中央制御室空調バウンダリ全体を陽圧化する。</p> <p>さらに、格納容器圧力逃がし装置を使用した際のプルームの影響による運転員の被ばくを低減させるための設備として、中央制御室バウンダリエリアの内側に中央制御室待避室を設置する。中央制御室待避室は遮蔽及び中央制御室陽圧化装置により、居住性を確保する設計とする。中央制御室、中央制御室待避室の陽圧化バウンダリ構成をする。中央制御室及び中央制御室待避室の陽圧化バウンダリ構成を第1.16.2図に示す。</p> <p>なお、重大事故等時の中央制御室の居住性に係る被ばく評価については、炉心損傷が早く格納容器内の圧力が高く推移する事象が中央制御室の運転員の被ばく評価上最も厳しくなる事故シーケンスとなることから、「大破断LOCA+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失」を選定する。</p>	<p>ための資機材（放射線防護措置）として位置付ける。</p> <p>c. 手順等</p> <p>上記の「a. 重大事故等発生時において運転員等が中央制御室にとどまるために必要な対応手段および設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。この手順は、運転員等※4及び重大事故等対応要員の対応として、「AM設備別運転手順書」及び「重大事故等対策要領」に定める。（第1.16-1表）</p> <p>また、事故時に監視が必要となる計器及び事故時に給電が必要となる設備についても整備する（第1.16-2表、第1.16-3表）。</p> <p>※4 運転員等：運転員（当直運転員）及び重大事故等対応要員（運転操作対応）をいう。</p> <p>1.16.2 重大事故等時の手順</p> <p>1.16.2.1 居住性を確保するための手順</p>	<p>資機材を条文要求に対応する放射線防護措置として整理</p> <p>要員名称の違い 具体的な手順書名を記載 各要員の役割は技術的能力 1.0で説明するため削除</p> <p>設備の概要の説明なので記載不要</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<p>中央制御室待避室を使用する場合、居住性確保の観点より、中央制御室待避室の酸素濃度が許容濃度の18%を下回るおそれがある場合又は二酸化炭素濃度が許容濃度の0.5%を上回るおそれがある場合は、中央制御室待避室内に設置する給気弁・排気弁で酸素濃度及び二酸化炭素濃度を調整する。</p> <p>中央制御室待避室への酸素ガスの供給は空気ボンベで行い、6号及び7号炉の格納容器圧力逃がし装置を時間差で使用した場合においても基準値を逸脱することはない設計となっている。</p> <p>なお、これらの運用解除については、緊急時対策所本部との協議の上、中央制御室制御盤エリアでの対応を再開する。</p> <p>さらに、運転員の被ばく低減のため、緊急時対策所本部は、長期的な保安確保の観点から、運転員の交替体制を整備する。</p> <p>(1) 中央制御室換気空調系設備の運転手順等</p> <p>環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護するため、中央制御室換気空調系再循環運転モードの使用、又は中央制御室内を中央制御室可搬型陽圧化空調機で加圧を行い、隣接区域からの放射性物質のインリークを防止する。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、常設代替交流電源設備又は第二代替交流電源設備により受電し、系統構成実施後に中央制御室可搬型陽圧化空調機を起動する。</p> <p>中央制御室換気空調系再循環運転モードは、重大事故等時の炉心損傷前の段階において、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護する設備ではあるが、設計基準事故対処設備であることから、本事項では重大事故対処設備である中央制御室可搬型陽圧化空調機の使用手順を示す。</p> <p>a. 炉心損傷の判断時の中央制御室可搬型陽圧化空調機起動手順</p> <p>炉心損傷時に、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護するため、中央制御室可搬型陽圧化空調機にて、放射性物質を取り除いた後の外気を中央制御室へ供給し、中央制御室空調パウンドリ全体を陽圧化する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{*1}。</p> <p>*1：格納容器内雰囲気放射線レベル計（CAMS）で原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル計（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度計で300°C以上を確認した場合。</p>	<p>(1) 中央制御室換気系による居住性の確保</p> <p>環境に放出された放射性物質による放射線被ばくから運転員等を防護するため、中央制御室換気系による閉回路循環運転を行い中央制御室の空気を清浄に保つ。</p> <p>全交流動力電源喪失により閉回路循環運転が停止した場合は、常設代替交流電源設備により電源を確保した後に、手動で起動する手順に着手する。</p> <p>a. 交流動力電源が正常な場合の運転手順</p> <p>重大事故等時に、交流動力電源が正常な場合において、中央制御室換気系は原子炉水位低（レベル3）、ドライウェル圧力高、原子炉建屋換気系排気ダクトモニタ放射能高及び原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクトモニタ放射能高の何れかの隔離信号（以下「隔離信号」という。）により自動的に閉回路循環運転となるため、閉回路循環運転状態を確認するための手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>中央制御室換気系の電源が、外部電源又は非常用ディーゼル発電機から供給可能な場合で隔離信号の発信を確認した場合</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>自動起動した中央制御室換気系の動作状況を確認する手順の概要は以下のとおり。</p> <p>中央制御室換気系概要図を第1.16-1図に示す。</p>	<p>自動で切り替わらない場合にも閉回路循環運転を行うことを考慮</p> <p>東海第二では中央制御室換気系を重大事故等対処設備としており、自動起動する。</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<p>(b) 操作手順</p> <p>中央制御室換気空調系の運転モードにより、使用する手順書を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室換気空調系が通常運転モードで運転している場合の中央制御室可搬型陽圧化空調機への切替え手順の概要は以下のとおり。 <p>中央制御室換気空調系概要図を第1.16.1図に、中央制御室可搬型陽圧化空調機の構成を第1.16.3図に、6号炉中央制御室可搬型陽圧化空調機の配置を第1.16.4図に、7号炉中央制御室可搬型陽圧化空調機の配置を第1.16.5図に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当直副長は、手順着手の判断基準に基づき運転員に中央制御室換気空調系の停止・隔離、央制御室可搬型陽圧化空調機の起動を指示する。 ② 中央制御室運転員Bは、中央制御室にて中央制御室換気空調系排風機を停止し、中央制御室換気空調系送風機を停止する。中央制御室換気空調系送風機停止後に、換気空調補機非常用冷却水系の停止を確認する。 ③ 中央制御室運転員Bは、中央制御室にて中央制御室換気空調系給排気隔離弁（MCR外気取込ダンバ、MCR排気ダンバ）を閉操作し、中央制御室を換気隔離する。 ④ 現場運転員E及びFは、コントロール建屋計測制御電源盤区域（B）送・排風機室にて中央制御室可搬型陽圧化空調機フィルタユニットと中央制御室可搬型陽圧化空調機プロワユニット、中央制御室可搬型陽圧化空調機フィルタユニットと中央制御室給気口を仮設ダクトで接続し、中央制御室可搬型陽圧化空調機を起動することで中央制御室の陽圧化を開始する。 ⑤ 当直副長は、中央制御室の圧力を隣接区画より陽圧に維持するよう、現場運転員E及びFに中央制御室可搬型陽圧化空調機の流量調整を指示する。 ⑥ 現場運転員E及びFは、コントロール建屋計測制御電源盤区域（B）送・排風機室にて中央制御室と隣接区画の差圧を確認しながら中央制御室可搬型陽圧化空調機の流量を調整し、中央制御室の圧力を隣接区画より陽圧に維持する。（中央制御室可搬型陽圧化空調機の流量調整は、起動時に調整後は再調整不要。） <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室換気空調系が再循環運転モードで運転している場合の中央制御室可搬型陽圧化空調機への切替え手順の概要は以下のとおり。 <p>中央制御室換気空調系概要図を第1.16.1図に、中央制御室可搬型陽圧化空調機の構成を第1.16.3図に、6号炉中央制御室可搬型陽圧化空調機の配置を第1.16.4図に、7号炉中央制御室可搬型陽圧化空調機の配置を第1.16.5図に示す。</p>	<p>① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に中央制御室換気系の自動起動の確認を指示する。</p> <p>② 運転員等は、中央制御室にて中央制御室換気系給気隔離弁、排気隔離弁並びに排煙装置隔離弁が閉していること及び中央制御室換気系空気調和機ファン並びに中央制御室換気系フィルタ系ファンが運転していることを確認し、発電長に報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、中央制御室の運転員等1名にて作業を実施し、中央制御室換気系が自動起動したことを確認するまでの所要時間を6分以内と想定する。</p> <p>b. 全交流動力電源が喪失した場合の運転手順</p> <p>全交流動力電源喪失等により中央制御室換気系が自動で閉回路循環運転に切り替わらない場合に、手動で起動し閉回路循環運転に切り替える手順を整備する。</p> <p>全交流動力電源喪失時には、代替交流電源設備によりMCC-2C系又はMCC-2D系が受電されたことを確認した後中央制御室換気系を起動する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失等により、中央制御室換気系が自動で閉回路循環運転に切り替わらない場合。全交流動力電源喪失後には、代替交流電源設備により緊急用M/Cが受電され、緊急用M/CからMCC-2C又はMCC-2Dが受電完了した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>全交流動力電源喪失により中央制御室換気系が停止している場合に、中央制御室換気系を再起動する手順の概要は以下のとおり。中央制御室換気系概要図を第1.16-1図に、タイムチャートを第1.16-2図に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に中央制御室換気系の起動の準備を指示する。 ② 運転員等は、中央制御室にて中央制御室換気系による閉回路循環運転を実施するために必要な電源が確保されていることを確認し、中央制御室 	SA 設備の違いによる操作手順の相違

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<p>す。</p> <p>① 当直副長は、手順着手の判断基準に基づき運転員に中央制御室換気空調系隔離の確認、中央制御室換気空調系の停止、中央制御室可搬型陽圧化空調機の起動を指示する。</p> <p>② 中央制御室運転員 Bは、中央制御室にて中央制御室の換気空調系が隔離されていることを確認する。</p> <p>③ 中央制御室運転員 Bは、中央制御室にて中央制御室換気空調系再循環送風機を停止し、中央制御室換気空調系送風機を停止する。</p> <p>中央制御室換気空調系送風機停止後に、換気空調補機非常用冷却水系の停止を確認する。</p> <p>④ 現場運転員 E及び Fは、コントロール建屋計測制御電源盤区域 (B) 送・排風機室にて中央制御室可搬型陽圧化空調機フィルタユニットと中央制御室可搬型陽圧化空調機プロワユニット、中央制御室可搬型陽圧化空調機フィルタユニットと中央制御室給気口を仮設ダクトで接続し、中央制御室可搬型陽圧化空調機を起動することで中央制御室の陽圧化を開始する。</p> <p>⑤ 当直副長は、中央制御室の圧力を隣接区画より陽圧に維持するよう、現場運転員 E及び Fに中央制御室可搬型陽圧化空調機の流量調整を指示する。</p> <p>⑥ 現場運転員 E及び Fは、コントロール建屋計測制御電源盤区域 (B) 送・排風機室にて中央制御室と隣接区画の差圧を確認しながら中央制御室可搬型陽圧化空調機の流量を調整し、中央制御室の圧力を隣接区画より陽圧に維持する。(中央制御室可搬型陽圧化空調機の流量調整は、起動時に調整後は再調整不要。)</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の中央制御室換気空気空調系の停止、隔離操作は、6号及び 7号炉の中央制御室運転員各2名（操作者及び確認者）の合計 4名で実施し、約 10分で対応可能である。また、中央制御室可搬型陽圧化空調機の起動操作は、6号及び 7号炉の現場運転員各 2名の合計 4名で実施し、約 30分で対応可能である。</p> <p>b. 中央制御室換気空調系再循環運転モード停止時の中央制御室可搬型陽圧化空調機起動手順</p> <p>全交流動力電源喪失等により、中央制御室換気空調系再循環運転モードが停止して復旧の見込みがない場合は、中央制御室の居住性を確保するため、中央制御室可搬型陽圧化空調機を起動する手順を整備する。全交流動力電源喪失により、中央制御室換気空調系再循環運転モードが停止した場合は、常設代替交流電源設備又は第</p>	<p>換気系給気隔離弁、排気隔離弁及び排煙装置隔離弁が閉していることを確認する。なお、中央制御室換気系給気隔離弁、排気隔離弁及び排煙装置隔離弁が閉していないことを確認した場合、運転員等は中央制御室にて、中央制御室換気系給気隔離弁、排気隔離弁及び排煙装置隔離弁を閉にし、発電長に報告する。</p> <p>③ 発電長は、中央制御室換気系の起動を指示する。</p> <p>④ 運転員等は、中央制御室にて中央制御室換気系空気調和機ファン及び中央制御室換気系フィルタ系ファンを起動し、発電長に報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は中央制御室の運転員等 1名にて作業を実施し、中央制御室換気系空気調和機ファン及び中央制御室換気系フィルタ系ファンの起動までの所要時間を 6 分以内と想定する。</p> <p>(2) 原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保</p> <p>原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持することで、重大事故等により原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいしてくる放射性物質が環境へ放出される際の濃度を低減し、運転員等の被ばくを低減するために原子炉建屋ガス処理系を起動する手順を整備する。</p> <p>全交流動力電源喪失により原子炉建屋ガス処理系が起動できない場合は、常設代替交流電源設備により電源を確保した後に手動で起動する手順に着手する。</p> <p>a. 交流動力電源が正常な場合の運転手順</p> <p>重大事故等時に、交流動力電源が正常な場合において、原子炉建屋ガス処理系は原子炉水位低（レベル 3）、ドライウェル圧力高、原子炉建屋換気系排気ダクトモニタ放射能高及び原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクトモニタ放射能高の何れかの隔離信号（以下「隔離信号」という。）により自動的に起動するため、運転状態を確認する手順を整備する。</p> <p>起動後に環境へのガス放出量の増大、フィルタトレインに湿分を含んだ空気が流入すること等を考慮し、1系列運転とする。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<p>二代替交流電源設備により中央制御室可搬型陽圧化空調機の電源を受電し、起動を実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 中央制御室換気空調系再循環運転モードが停止し、復旧の見込みがない場合。</p> <p>(b) 操作手順 中央制御室の居住性を確保するため、中央制御室可搬型陽圧化空調機を起動する手順の概要是以下のとおり。中央制御室換気空調系概要図を第1.16.1図に、中央制御室可搬型陽圧化空調機の構成を第1.16.3図に、6号炉中央制御室可搬型陽圧化空調機の配置を第1.16.4図に、7号炉中央制御室可搬型陽圧化空調機の配置を第1.16.5図に示す。</p> <p>① 当直副長は、手順着手の判断基準に基づき運転員に中央制御室可搬型陽圧化空調機の起動操作を指示する。全交流動力電源喪失が原因で再循環運転モードが停止している場合は、常設代替交流電源設備又は第二代替交流電源設備による非常用母線（AM用 MCC含む）の受電操作が完了していることを確認し、中央制御室可搬型陽圧化空調機の起動操作を指示する。</p> <p>② 中央制御室運転員 Bは、中央制御室にて中央制御室換気空調系送風機、再循環送風機の停止を確認する。</p> <p>③ 中央制御室運転員 Bは、中央制御室にて中央制御室換気空調系給排気隔離弁（MCR外気取入ダンパ、MCR排気ダンパ）を開確認し、中央制御室の換気隔離を確認する。</p> <p>④ 現場運転員 E及び Fは、コントロール建屋計測制御電源盤区域（B）送・排風機室にて中央制御室可搬型陽圧化空調機プロワユニットと中央制御室可搬型陽圧化空調機フィルタユニット、中央制御室可搬型陽圧化空調機フィルタユニットと中央制御室給気口を仮設ダクトで接続し、中央制御室可搬型陽圧化空調機を起動することで中央制御室の陽圧化を開始する。</p> <p>⑤ 当直副長は、現場運転員 E及び Fに中央制御室の圧力を隣接区画より陽圧に維持するよう、中央制御室可搬型陽圧化空調機の流量調整を指示する。</p> <p>⑥ 現場運転員 E及び Fは、コントロール建屋計測制御電源盤区域（B）送・排風機室にて中央制御室と隣接区画の差圧を確認しながら中央制御室可搬型陽圧化空調機の流量を調整し、中央制御室の圧力を隣接区画より陽圧に維持する。（中央制御室可搬型陽圧化空調機の流量調整は、起動時に調整後は再調整不要。）</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準 原子炉建屋ガス処理系の電源が、外部電源又は非常用ディーゼル発電機から供給可能な場合で、隔離信号の発信を確認した場合</p> <p>(b) 操作手順 原子炉建屋ガス処理系の動作状況を確認する手順の概要是以下のとおり。 原子炉建屋ガス処理系概要図を第1.16-3図に、タイムチャートを第1.16-4図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に原子炉建屋ガス処理系A系及びB系の自動起動の確認を指示する。 ② 運転員等は、中央制御室にて隔離信号により非常用ガス処理系排風機（A）及び（B）並びに非常用ガス再循環系排風機（A）及び（B）が起動したことを確認するとともに、非常用ガス再循環系空気流量及び非常用ガス処理系空気流量の上昇を確認する。 ③ 運転員等は、中央制御室にて非常用ガス再循環系原子炉建屋通常排気系隔離弁の閉を確認するとともに、非常用ガス再循環系系統入口弁、非常用ガス再循環系トレイン入口弁、非常用ガス再循環系トレイン出口弁、非常用ガス処理系トレイン入口弁、非常用ガス処理系トレイン出口弁及び非常用ガス再循環系系統再循環弁の開を確認する。 ④ 運転員等は、中央制御室にて発電長に原子炉建屋ガス処理系A系及びB系が自動起動したことを報告する。 ⑤ 発電長は、運転員等に原子炉建屋換気系が隔離していることを確認するように指示する。 ⑥ 運転員等は、中央制御室にて原子炉建屋換気系が隔離されていることを確認し、発電長に報告する。 <p>(c) 操作の成立性 上記の中央制御室対応を運転員等（当直運転員）1名にて実施した場合、作業開始を判断してから原子炉建屋ガス処理系の起動を確認するまでの所要時間を6分以内と想定する。</p> <p>b. 全交流動力電源が喪失した場合の運転手順</p>	

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<p>(c)操作の成立性</p> <p>上記の中央制御室換気空調系再循環運転モード停止による中央制御室可搬型陽圧化空調機の起動操作は、常設代替交流電源設備又は第二代替交流電源設備からの受電後に実施する。換気空調系の停止、隔離確認は、6号及び7号炉の中央制御室運転員各2名（操作者及び確認者）の合計4名で実施し、約10分で対応可能である。また、中央制御室可搬型陽圧化空調機起動操作は、6号及び7号炉の現場運転員各2名の合計4名で実施し、約30分で対応可能である。</p> <p>中央制御室換気空調系再循環運転モード停止時に炉心損傷を判断した場合は、速やかに中央制御室可搬型陽圧化空調機を起動する必要があるが、炉心損傷を判断していない場合は、原子炉及び使用済燃料プールの安全確保を優先的に対応し、酸素ガス及び二酸化炭素ガスが許容濃度に到達する前までに実施する。</p> <p>なお、中央制御室換気空調系給排気隔離弁については、全交流動力電源喪失等により中央制御室から当該弁を開操作できない場合、現場閉操作は、6号及び7号炉の現場運転員各2名の合計4名で実施し、約30分で対応可能である。（全交流動力電源喪失等発生時に中央制御室内放射線量が上昇した場合に、常設代替交流電源設備又は第二代替交流電源設備からの受電を待たずして中央制御室を換気隔離する。）</p> <p>全交流動力電源喪失+直流電源喪失においても、非常用電源の復電手順が異なるが、中央制御室可搬型陽圧化空調機を起動する手順は変わらない。</p> <p>現場操作については、円滑に操作ができるように移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。</p> <p>c. 中央制御室換気空調系再循環運転モード使用時に中央制御室内放射線量が異常に上昇した場合の中央制御室可搬型陽圧化空調機起動手順</p> <p>中央制御室換気空調系再循環運転モード使用時に中央制御室内放射線量が上昇した場合、中央制御室換気空調系再循環運転モードから中央制御室可搬型陽圧化空調機への切り替えを実施する手順を整備する。</p> <p>(a)手順着手の判断基準</p> <p>中央制御室換気空調系再循環運転モード使用時に中央制御室内放射線量が上昇した場合。</p> <p>(b)操作手順及び(c)操作の成立性</p> <p>操作手順及び操作の成立性は、中央制御室換気空調系再循環運転モードから中央制御室可搬型陽圧化空調機への切替え操作であるので 1.16.2.1(1)a. 炉心損傷の判断時の中央制御室可搬型陽圧化空調機起動手順の「中央制御室換気空調系が</p>	<p>全交流動力電源喪失等により原子炉建屋ガス処理系が自動起動しない場合に原子炉建屋ガス処理系を手動で起動する手順を整備する。</p> <p>全交流動力電源喪失時には、原子炉建屋ガス処理系が停止中であるため、代替交流電源設備によりMCC 2C系又はMCC 2D系が受電されたことを確認した後、原子炉建屋ガス処理系を起動する。</p> <p>なお、原子炉建屋外側ブローアウトパネルが開放した場合は、「(3)原子炉建屋外側ブローアウトパネルが開放した場合の閉止手順」に従い閉止を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失等により、原子炉建屋ガス処理系が自動起動しない場合。全交流動力電源喪失後には、代替交流電源設備により緊急用M/Cが受電され、緊急用M/CからMCC 2C又はMCC 2Dが受電完了した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>全交流動力電源喪失により原子炉建屋ガス処理系が停止している場合に、原子炉建屋ガス処理系A系を再起動する手順の概要は以下のとおり。(原子炉建屋ガス処理系B系の起動手順も同様。) 原子炉建屋ガス処理系概要図を第1.16-3図に、タイムチャートを第1.16-5図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に原子炉建屋ガス処理系の起動の準備を指示する。 ② 運転員等は、中央制御室にて、原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止を確認し、非常用ガス処理系及び非常用ガス再循環系の運転を実施するために必要な排風機、電動弁及び監視計器の電源が確保されていることを状態表示等により確認する。 ③ 運転員等は、中央制御室にて非常用ガス再循環系原子炉建屋通常排気系隔離弁の閉を確認するとともに、非常用ガス再循環系系統入口弁、非常用ガス再循環系トレイン入口弁、非常用ガス再循環系トレイン出口弁、非常用ガス処理系トレイン入口弁、非常用ガス処理系トレイン出口弁及び非常用ガス再循環系系統再循環弁の開を確認する。なお、非常用ガス再循環系原子炉建屋通常排気系隔離弁が閉でない場合、又は非常用ガス再循環系系統入口弁、非常用ガス再循環系トレイン入口弁、非常用ガス再循環系トレイン出口弁、非常用ガス処理系トレイン入口弁、非常用ガス処理系トレイン出口弁及び非常用ガス再循環系系統再循環弁が開でな 	<p>自動で起動しない場合にも手動による起動を行うことを考慮</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
再循環運転モードで運転している場合の中央制御室可搬型陽圧化空調機への切替え手順の概要」と同様である。	<p>い場合は、中央制御室にて系統構成を実施する。</p> <p>④ 運転員等は、中央制御室にて発電長に原子炉建屋ガス処理系の準備が完了したことを報告する。</p> <p>⑤ 発電長は、運転員等に原子炉建屋ガス処理系の起動を指示する。</p> <p>⑥ 運転員等は、中央制御室にて非常用ガス処理系排風機（A）及び非常用ガス再循環系排風機（A）を起動し、非常用ガス再循環系空気流量及び非常用ガス処理系空気流量の上昇を確認した後、発電長に報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は中央制御室の運転員等1名にて作業を実施し、中央制御室換気系及び原子炉建屋ガス処理系の起動までの所要時間を5分以内と想定する。</p> <p>(3) 原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止による居住性の確保 重大事故等時において、炉心の著しい損傷が発生した際に、原子炉建屋ガス処理系を起動するために、原子炉建屋外側ブローアウトパネル開口部を閉止する必要がある場合には、ブローアウトパネル閉止装置を用いて、原子炉建屋外側ブローアウトパネル開口部を閉止する手順を整備する。本手順により原子炉建屋外側ブローアウトパネルが開放した箇所について、1台づつ確実に閉止操作する。原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止を行った後に「(2) 原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保 b. 全交流動力電源が喪失した場合の運転手順」に従い、原子炉建屋ガス処理系の手動による起動手順に着手する。 なお、原子炉建屋ガス処理系の運転中に閉止操作する場合は、原子炉建屋ガス処理系を停止する。 また、原子炉建屋外側ブローアウトパネルを強制的に開放させてブローアウトパネル閉止装置による閉止を行う必要が生じた場合の手順を整備する。</p> <p>a. 遠隔操作する場合の手順 (a) 手順着手の判断基準 原子炉建屋外側ブローアウトパネルが開放していることを確認した場合</p> <p>(b) 操作手順 遠隔操作による原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止の手順の概要は以下のとおり。タイムチャートを第1.16-6図に示す。</p>	原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止手順及び開放を整備

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
	<p>【原子炉建屋ガス処理系が運転していない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき原子炉建屋外側プローアウトパネル開口部の閉止を指示する。 ② 運転員等は、中央制御室にてプローアウトパネル閉止装置の遠隔操作により原子炉建屋外側プローアウトパネル開口部の閉止操作を行う。 ③ 運転員等は、中央制御室にて原子炉建屋外側プローアウトパネル開口部の閉止を確認した後、発電長に報告する。 <p>【原子炉建屋ガス処理系が運転している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき原子炉建屋外側プローアウトパネル開口部の閉止を指示する。 ② 運転員等は、中央制御室にて原子炉建屋ガス処理系の運転を停止する。 ③ 運転員等は、中央制御室にてプローアウトパネル閉止装置の遠隔操作により原子炉建屋外側プローアウトパネル開口部の閉止操作を行う。 ④ 運転員等は、中央制御室にて原子炉建屋外側プローアウトパネルの閉止を確認した後、発電長に報告する。 <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、中央制御室の運転員等1名にて作業を実施する。原子炉建屋外側プローアウトパネルが、10箇所全て開放した場合に全ての開口部を閉止するまでの所要時間を17分以内と想定する。</p> <p>なお、遠隔操作による原子炉建屋外側プローアウトパネル開口部の閉止操作を行い、その後に原子炉建屋ガス処理系を手動で起動するまでの所要時間を22分以内と想定する。</p> <p>b. 現場において人力による操作が必要であると判断した場合の手順</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心が健全な場合において、原子炉建屋外側プローアウトパネルが開放した場合に遠隔でプローアウトパネル閉止装置を操作できない場合</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>現場においての人力によるプローアウトパネル閉止装置の操作手順の概要は以下のとおり。タイムチャートを第1.16-7図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき原子炉建屋外側プローア 	S G T S 運転中にプローアウトパネル閉止装置を動作させることにより閉止装置に悪影響を及ぼすことを防止するため、事前にS G T S を閉止する。

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
	<p>ウトパネル開口部の閉止を指示する。</p> <p>② 重大事故等対応要員は、現場にてワインチを使用した人力でのブローアウトパネル閉止装置の操作により、原子炉建屋外側ブローアウトパネル開口部の閉止を行う。</p> <p>③ 重大事故等対応要員は、現場にて原子炉建屋外側ブローアウトパネル開口部の閉止を確認した後、災害対策本部長に報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は重大事故等対応要員2名にて作業を実施し、1箇所を閉止するまでの所要時間を40分以内と想定する。 なお、現場において原子炉建屋外側ブローアウトパネル開口部の閉止操作を行い、その後に原子炉建屋ガス処理系を手動で起動するまでの所要時間を45分以内と想定する。</p> <p>c. 原子炉建屋外側ブローアウトパネルの強制開放手順</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 ブローアウトパネル閉止装置による閉止を行うために原子炉建屋外側ブローアウトパネルの開放を行う必要があると判断した場合</p> <p>(b) 操作手順 現場において油圧ジャッキによるブローアウトパネル強制開放装置の操作手順の概要は以下のとおり。タイムチャートを第1.16-8図に示す。</p> <p>① 災害対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき原子炉建屋外側ブローアウトパネルの開放を指示する。</p> <p>② 重大事故等対応要員は、現場にて油圧ジャッキを使用したブローアウトパネル強制開放装置の操作により、原子炉建屋外側ブローアウトパネルの開放を行う。</p> <p>③ 重大事故等対応要員は、現場にて、原子炉建屋外側ブローアウトパネルの開放を確認した後、災害対策本部長に報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は重大事故等対応要員2名にて作業を実施し、1箇所を開放する</p>	移動時間に30分、現場での操作に10分を想定

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<p>(4) 中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順</p> <p>中央制御室の居住性の観点から、中央制御室内の酸素ガス及び二酸化炭素ガスの濃度測定及び管理を行う手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断</p> <p>中央制御室換気空調系が再循環運転モードで運転中等、中央制御室換気空調系給排気隔離弁が全閉の場合で、中央制御室可搬型陽圧化空調機による中央制御室の加圧操作を実施していない場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>中央制御室の酸素ガス及び二酸化炭素ガスの濃度を測定・管理する手順の概要是以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当直副長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。 ② 現場運転員C及びDは、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて、中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始する。 ③ 当直副長は、中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を適宜確認し、酸素濃度が許容濃度の18%を下回る、又は二酸化炭素濃度が許容濃度の0.5%を上回るおそれがある場合は、MCR非常用外気取入れダンパの開閉を指示する。 ④ 現場運転員は、MCR非常用外気取入れダンパを開閉操作し、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の調整を行う。 <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の中央制御室の対応は、6号及び7号炉現場運転員の8名うち2名で実施し、MCR非常用外気取入れダンパの手動開操作まで行った場合でも約10分で対応可能である。</p>	<p>までの所要時間を50分以内と想定する。 その後にプローアウトパネル閉止装置による閉止を現場において人力で行う場合の閉止までの所要時間を60分以内と想定する。</p> <p>(4) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計による居住性の確保</p> <p>a. 中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順</p> <p>中央制御室の居住性確保の観点から、中央制御室内の酸素及び二酸化炭素濃度の測定及び管理を行う手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>中央制御室換気系にて閉回路循環運転を実施している場合</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>中央制御室の酸素及び二酸化炭素濃度を測定・管理する手順の概要是以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。 ② 運転員等は、中央制御室にて酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて、中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始し、発電長に報告する。 ③ 運転員等は、中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を定期的に確認し、中央制御室の酸素濃度が許容濃度の19%を下回るおそれがある場合、又は二酸化炭素濃度が0.5%を超えて上昇している場合は、災害対策本部と換気のタイミングを協議により決定し、二酸化炭素濃度が許容濃度の1%を超えるまでに、中央制御室にて外気取入れによる換気を行い、室内の濃度管理を行う。 <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の中央制御室における酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定・管理は、運転員等1名で行い、中央制御室換気系給気隔離弁及び排気隔離弁の開操作まで行った場合でも10分以内と想定する。</p>	<p>SA設備の相違</p> <p>要員名称等の違いで実質相違なし</p> <p>東海第二では酸素濃度について鉱山保安法施行規則に定める19%を許容濃度として設定する。 濃度の測定から調整までを一連の操作として記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<p>(5) 中央制御室待避室の酸素ガス及び二酸化炭素ガスの濃度測定と濃度管理手順 中央制御室待避室の居住性確保の観点から、中央制御室待避室内の酸素ガス及び二酸化炭素ガス濃度の測定及び管理を行う手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 運転員が中央制御室待避室へ待避した場合。</p> <p>b. 操作手順 中央制御室待避室の酸素ガス及び二酸化炭素ガスの濃度を測定・管理する手順の概要は以下のとおり。 ① 当直副長は、手順着手の判断基準に基づき、現場運転員に中央制御室待避室の酸素ガス及び二酸化炭素ガスの濃度測定を指示する。 ② 現場運転員 C 及び D は、酸素濃度・二酸化炭素濃度計にて、中央制御室待避室の酸素ガス及び二酸化炭素ガスの濃度測定を開始する。 ③ 現場運転員 C 及び D は、中央制御室待避室の酸素ガス及び二酸化炭素ガスの濃度を適宜確認し、中央制御室待避室の酸素濃度が許容濃度の 18% を下回る、又は二酸化炭素濃度が許容濃度の 0.5% を上回るおそれがある場合は、中央制御室待避室圧力を中央制御室隣接区画より陽圧に維持しながら、中央制御室待避室給・排気弁を開閉操作し、酸素ガス及び二酸化炭素ガスの濃度調整を行う。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の中央制御室待避室の対応は、中央制御室の照明確保、原子炉への注水を実施後に 6 号及び 7 号炉それぞれ中央制御室運転員 1 名の計 2 名で実施し、中央制御室待避室データ表示装置の起動操作と合わせて、約 10 分で対応可能である。</p> <p>(3) 中央制御室の照明を確保する手順 中央制御室の居住性確保の観点から、中央制御室の照明が使用できない場合において、可搬型蓄電池内蔵型照明により照明を確保する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p>	<p>b. 中央制御室待避室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順 中央制御室待避室の居住性確保の観点から、中央制御室待避室の酸素及び二酸化炭素濃度の測定及び管理を行う手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 中央制御室待避室を加圧している場合</p> <p>(b) 操作手順 中央制御室待避室の酸素及び二酸化炭素濃度を測定・管理する手順の概要は以下のとおり。 ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に中央制御室待避室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。 ② 運転員等は、中央制御室待避室にて酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて、中央制御室待避室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始し、発電長に報告する。 ③ 運転員等は、中央制御室待避室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を定期的に確認し、中央制御室待避室の酸素濃度が許容濃度の 19% を下回るおそれがある場合、又は二酸化炭素濃度が 0.5% を超え上昇している場合は、二酸化炭素濃度が許容濃度の 1% を超えるまでに、中央制御室待避室にて中央制御室待避室圧力を中央制御室に対して正圧に維持しながら、中央制御室待避室空気ポンベユニットの空気供給差圧調整弁を操作し、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を調整し、濃度管理を行う。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の中央制御室待避室における酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定・管理は、運転員等 1 名で行い、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の調整まで 10 分以内と想定する。</p> <p>(5) 可搬型照明（S A）による居住性の確保</p> <p>a. 中央制御室の照明を確保する手順 中央制御室の居住性確保の観点から、中央制御室の照明が使用できない場合において、可搬型照明（S A）により照明を確保する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p>	<p>要員名称の違い等で実質相違なし</p> <p>東海第二では酸素濃度について鉱山保安法施行規則に定める 19% を許容濃度として設定する。</p> <p>設備名称の違い</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<p>全交流動力電源喪失や電気系統の故障により、中央制御室の照明が使用できない場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>全交流動力電源喪失時の可搬型蓄電池内蔵型照明の設置手順の概要は以下のとおり。</p> <p>①当直副長は、手順着手の判断基準に基づき、中央制御室運転員に中央制御室の照明を確保するため、可搬型蓄電池内蔵型照明の点灯の確認、可搬型蓄電池内蔵型照明の設置を指示する。</p> <p>②中央制御室運転員Bは、可搬型蓄電池内蔵型照明の点灯を確認の上、可搬型蓄電池内蔵型照明を設置し、中央制御室の照明を確保する。</p> <p>③当直副長は、代替交流電源設備による非常用母線の受電操作が完了していることを確認し、中央制御室運転員に非常用照明の点灯確認を指示する。</p> <p>④中央制御室運転員Bは、中央制御室にて非常用照明の点灯を確認する。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の可搬型蓄電池内蔵型照明の設置・点灯操作は、代替常設交流電源受電準備完了後に6号及び7号炉の中央制御室運転員各1名の合計2名で実施し、約15分で対応可能である。</p> <p>(5) 中央制御室待避室の照明を確保する手順</p> <p>中央制御室待避室の居住性確保の観点から、中央制御室待避室に可搬型蓄電池内蔵型照明を設置する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{※1}。</p> <p>※1: 格納容器内雰囲気放射線レベル計(CAMS)で原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル計(CAMS)が使用できない場合に原子炉圧力容器温度計で300°C以上を確認した場合。</p>	<p>全交流動力電源喪失や電気系統の故障により、中央制御室の照明が使用できない場合</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>全交流動力電源喪失時の可搬型照明(SA)の設置手順の概要は以下のとおり。タイムチャートを第1.16-9図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に中央制御室の照明を確保するため、可搬型照明(SA)の点灯確認、可搬型照明(SA)の設置を指示する。</p> <p>②運転員等は、中央制御室にて可搬型照明(SA)の内蔵蓄電池による点灯を確認のうえ、可搬型照明(SA)の設置により、中央制御室の照明を確保し、発電長に報告する。</p> <p>なお、常設代替交流電源設備による給電再開後においても非常用照明が使用できない場合は、常設代替交流電源より可搬型照明(SA)へ給電するため、可搬型照明(SA)を緊急用コンセントに接続しておく。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の可搬型照明(SA)の設置・点灯操作は運転員等1名で実施し、所要時間を30分以内と想定する。</p> <p>運転員等は、中央制御室の照明が全て消灯した場合においても、配備されている乾電池内蔵型照明を用い、可搬型照明(SA)の設置・点灯操作が可能である。</p> <p>(添付資料1.16.4)</p> <p>b. 中央制御室待避室の照明を確保する手順</p> <p>中央制御室待避室の居住性確保の観点から、中央制御室待避室に可搬型照明(SA)により照明を確保する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{※1}において、格納容器圧力逃がし装置第一弁の開操作が完了した場合</p> <p>※1 格納容器雰囲気放射線モニタのγ線線量率が、設計基準事故における原子炉冷却材喪失時の追加放出量に相当する指値の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合</p>	<p>KKでは常設の照明に非常用電源から給電する。東海第二では可搬型照明に常設代替交流電源からコンセントを経由して給電する。</p> <p>東海第二での着手はペント実施前の第1弁開操作時に行うこととする。</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<p>b. 操作手順</p> <p>中央制御室待避室に可搬型蓄電池内蔵型照明を設置する手順の概要は以下のとおり。</p> <p>①当直副長は、手順着手の判断基準に基づき、中央制御室運転員に中央制御室待避室の照明の設置を指示する。</p> <p>②中央制御室運転員Bは、可搬型蓄電池内蔵型照明をあらかじめ定められた場所に設置し、中央制御室待避室使用時に点灯できるよう準備する。</p>	<p>(b) 操作手順</p> <p>中央制御室待避室に可搬型照明（S A）を設置する手順の概要は以下のとおり。タイムチャートを第1.16—10図に示す。</p> <p>①発電長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に中央制御室待避室の照明を確保するため、可搬型照明（S A）の点灯確認、可搬型照明（S A）の設置を指示する。</p> <p>②運転員等は、可搬型照明（S A）の内蔵蓄電池による点灯を確認のうえ、中央制御室待避室に可搬型照明（S A）を設置することにより、中央制御室待避室の照明を確保し、発電長に報告する。</p> <p>なお、常設代替交流電源設備による給電再開後は、常設代替交流電源より可搬型照明（S A）へ給電するため、可搬型照明（S A）を緊急用コンセントに接続しておく。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記、中央制御室待避室への可搬型照明（S A）の設置は運転員等1名で実施し、所要時間を15分以内と想定する。</p> <p>運転員等は、中央制御室待避室の照明が全て消灯した場合においても、配備されている乾電池内蔵型照明を用い、可搬型照明（S A）の設置・点灯操作が可能である。</p>	<p>設備名称の違い</p> <p>設備名称・要員名称の違い等で実質相違なし</p>
<p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の中央制御室待避室の対応は、中央制御室の照明確保、原子炉圧力容器への注水を実施後に6号及び7号炉の中央制御室運転員各1名の合計2名で実施し、中央制御室待避室データ表示装置の起動操作と併せて約10分で対応可能である。</p> <p>(2) 中央制御室待避室の準備手順</p> <p>格納容器圧力逃がし装置を使用する際に待避する中央制御室待避室を中央制御室待避室陽圧化装置により加圧し、中央制御室待避室の居住性を確保するための手順を整備する。</p> <p>a. 中央制御室待避室陽圧化装置による中央制御室待避室の陽圧化手順</p> <p>(a) 手順着手の判断基準炉心損傷を判断した場合^{*1}で、中央制御室可搬型陽圧化空調機による中央制御室の陽圧化を実施した場合。</p> <p>※ 1: 格納容器内雰囲気放射線レベル計(CAMS)で原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル計(CAMS)が使用できない場合に原子炉圧力容器温度計で300°C以上を確認した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>中央制御室待避室の陽圧化設備による加圧手順の概要は以下のとおり。中央制御室待避室を加圧するための中央制御室待避室陽圧化装置の概要を第1.16.6</p>	<p>(6) 中央制御室待避室による居住性の確保</p> <p>a. 中央制御室待避室の準備手順</p> <p>格納容器圧力逃がし装置を使用する際に待避する中央制御室待避室を中央制御室待避室空気ポンベユニットにより加圧し、中央制御室待避室の居住性を確保するための手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかの状況に至った場合</p> <p>①炉心損傷を判断した場合^{*1}において、サプレッション・プール水位指示値が通常水位+6.4m^{*2}に到達した場合</p> <p>②炉心損傷を判断した場合^{*1}において、可燃性ガス濃度制御系による水素濃度制御ができず、原子炉格納容器内へ不活性ガス(窒素)が供給された場合において、原子炉格納容器内の酸素濃度が4.3%に到達した場合</p> <p>*2 格納容器圧力逃がし装置による格納容器ベントの前に、速やかに待避</p>	<p>設備の違いによる操作手順の相違</p> <p>加圧の基準としてKKはベントの30分前としており、東海第二ではベント基準と整合させてS/P水位と酸素濃度を基準とした。</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<p>図に示す。</p> <p>①当直副長は、炉心損傷時の中央制御室可搬型陽圧化空調機による中央制御室内の加圧操作後に、現場運転員 E 及び F に中央制御室待避室の加圧準備を指示する。</p> <p>②現場運転員 E 及び F は、中央制御室可搬型陽圧化空調機による中央制御室内的加圧操作後に、コントロール建屋 1 階通路、廃棄物処理建屋 1 階通路に設置した中央制御室陽圧化装置空気ポンベ元弁を開操作し、中央制御室待避室の加圧準備を完了する。</p> <p>③当直副長は、格納容器圧力逃がし装置を使用する約 30 分前、又は現場運転員 C 及び D に格納容器圧力逃がし装置の一次隔離弁の開操作を指示し、現場運転員 C 及び D が現場へ移動開始した時に、現場運転員 E 又は F に中央制御室待避室の加圧を指示する。</p> <p>④現場運転員 E 又は F は、中央制御室待避室内に設置された中央制御室陽圧化装置空気ポンベ空気給気第一、第二弁を開操作し、中央制御室待避室の陽圧化を開始する。（第 1.16.6 図中央制御室待避室陽圧化装置概要）</p> <p>⑤当直副長は、現場運転員 E 又は F に中央制御室待避室の圧力を中央制御室隣接区画より陽圧に維持するよう指示する。</p> <p>⑥現場運転員 E 又は F は、中央制御室待避室にて中央制御室待避室と中央制御室の差圧を確認しながら、中央制御室待避室内に設置した排気弁を操作し、中央制御室待避室圧力を中央制御室隣接区画より陽圧に維持する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>中央制御室待避室の加圧準備操作は、中央制御室可搬型陽圧化空調機起動後に実施し、現場運転員 2 名で約 30 分で対応可能である。(6号及び 7号炉が同時に炉心損傷した場合は、7号炉の現場運転員が中央制御室待避室の加圧準備操作を行う。)</p> <p>中央制御室待避室の加圧操作は、当直副長の加圧操作指示後（格納容器圧力逃がし装置を使用する約 30 分前、又は現場運転員 C 及び D に格納容器圧力逃がし装置の一次隔離弁の開操作を指示し、現場運転員 C 及び D が現場へ移動開始した時）、運転員 1 名にて 5 分以内で対応可能である。(6号及び 7号炉が同時に炉心損傷した場合は、7号炉の中央制御室運転員が中央制御室待避室の加圧操作を行う。)</p>	<p>室の加圧を行えるよう設定している。なお、サプレッション・プール水位が通常水位+6.4mから+6.5mに到達するまでは評価上約20分である。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>中央制御室待避室の中央制御室待避室空気ポンベユニットによる加圧手順の概要は以下のとおり。中央制御室待避室の正圧化パウンダリ構成図を第 1.16-11 図に、中央制御室待避室を加圧するための中央制御室待避室空気ポンベユニットの概要図を第 1.16-12 図に示す。タイムチャートを第 1.16-13 図に示す。</p> <p>① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に中央制御室待避室の加圧を指示する。</p> <p>② 運転員等は、中央制御室待避室空気ポンベユニットの空気ポンベ集合弁及び空気供給差圧調整弁前後弁を開操作した後に、中央制御室待避室の空気供給差圧調整弁の調整開操作を実施し、中央制御室待避室の加圧を開始し、発電長に報告する。</p> <p>③ 発電長は、運転員等に中央制御室待避室の差圧計を確認し、中央制御室待避室の圧力を中央制御室に対し正圧に維持するように指示する。</p> <p>④ 運転員等は、中央制御室待避室と中央制御室の差圧を確認しながら、中央制御室待避室空気ポンベユニットの空気供給差圧調整弁を操作し、中央制御室待避室圧力を中央制御室に対し正圧（約 10Pa）に維持し、発電長に報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>中央制御室待避室の加圧操作は運転員等 1 名で行い、加圧完了までの所要時間は 10 分以内と想定する。このうち、空気ポンベユニットの空気供給差圧調整弁の操作から正圧に達するまでの時間は 1 分以内である。また、手順着手の判断基準が炉心損傷の確認となっていることから、当該操作は運転員等の被ばく防護の観点から、事象発生後の短い時間で対応することが望ましい。よって、現状の有効性評価シーケンスにおいて、「大破断 LOCA + 高圧炉心冷却失敗 + 低圧炉心冷却失敗」を含む雰囲気圧力・温度による静的負荷（原子炉格納容器過圧・過温破損）の作業と所要時間（代替循環冷却系を使用できない場合）のタイムチャート（第 1.16-14 図、第 1.16-15 図）で作業項目の成立性を確認した。</p>	<p>KK では成立性に係る記載は 1.16.2(12)に記載 想定時間及び対応人数の違い</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<p>b. カードル式空気ポンベユニットによる中央制御室待避室の陽圧化手順</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{*1}で、中央制御室待避室陽圧化装置を使用できない場合、又は6号炉及び7号炉の同時でない原子炉格納容器ベント操作を実施する場合。</p> <p>※ 1：格納容器内雰囲気放射線レベル計（CAMS）で原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル計（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度計で300°C以上を確認した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>カードル式空気ポンベユニットによる中央制御室待避室の加圧手順の概要は以下のとおり。</p> <p>[カードル式空気ポンベユニットの準備操作]</p> <p>①当直長は、当直副長の依頼に基づき、緊急時対策本部に中央制御室待避室の陽圧化のためのカードル式空気ポンベユニットの準備を依頼する。</p> <p>②緊急時対策本部は、緊急時対策要員にカードル式空気ポンベユニットの準備を指示する。</p> <p>③緊急時対策要員は、廃棄物処理建屋近傍へカードル式空気ポンベユニットを移動させる。</p> <p>④緊急時対策要員は、カードル式空気ポンベユニット5台をホースにて接続し、更に中央制御室待避室陽圧化装置（配管）と接続するため、廃棄物処理建屋接続口へホースを接続する。</p> <p>⑤緊急時対策要員は、カードル式空気ポンベユニットのポンベ元弁を開操作し、カードル式空気ポンベユニット建屋接続外弁を開操作する。</p> <p>⑥緊急時対策要員は、カードル式空気ポンベユニットの準備完了を緊急時対策本部経由で当直長へ報告する。</p> <p>[中央制御室待避室の陽圧化]</p> <p>①当直副長は、格納容器圧力逃がし装置を使用する約30分前、又は現場運転員C及びDに格納容器圧力逃がし装置の一次隔離弁の開操作を指示し、現場運転員C及びDが現場へ移動開始した時に、現場運転員E及びFに中央制御室待避室の加圧を指示する。</p> <p>②現場運転員E及びFは、廃棄物処理建屋1階にてカードル式空気ポンベユ</p>		<p>東海第二ではカードル式ポンベユニットは使用しない</p> <p>東海第二ではカードル式空気ポンベユニットを用いなくても居住性の確保が可能</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<p>ニット建屋接続内弁を開操作する。</p> <p>③中央制御室運転員は、中央制御室待避室内に設置された中央制御室陽圧化装置空気ボンベ空気給気第一、第二弁を開操作することで、中央制御室待避室の加圧を開始する。</p> <p>④当直副長は、中央制御室運転員に中央制御室待避室の圧力を中央制御室隣接区画より陽圧に維持するよう指示する。</p> <p>⑤中央制御室運転員は、中央制御室待避室にて中央制御室待避室と中央制御室の差圧を確認しながら、中央制御室待避室内に設置した排気弁を操作し、中央制御室待避室圧力を中央制御室隣接区画より陽圧に維持する。</p> <p>(c)操作の成立性</p> <p>カードル式空気ボンベユニットによる中央制御室待避室の加圧準備操作は、緊急時対策要員 7名で実施し、約 150 分で対応可能である。</p> <p>中央制御室待避室の加圧操作は、当直副長の加圧操作指示後（格納容器圧力逃がし装置を使用する約 30 分前、又は現場運転員 C 及び D に格納容器圧力逃がし装置の一次隔離弁の開操作を指示し、現場運転員 C 及び D が現場へ移動開始した時）、中央制御室運転員 1名、現場運転員 2名の合計 3 名で実施し、約 20 分で対応可能である。</p> <p>カードル式空気ボンベユニットの準備操作は、参集した緊急時対策要員によって行う。なお、中央制御室待避室が建屋内の空気ボンベによって陽圧化されている時に、カードル式空気ボンベユニットによる空気の供給を開始した場合も、空気ボンベの下流側に設置されている圧力調整ユニットにより系統圧力が制御されているため、中央制御室待避室に影響がでることはない。</p> <p>(7) 中央制御室待避室データ表示装置によるプラントパラメータ等の監視手順</p> <p>運転員が中央制御室待避室に待避後も、中央制御室待避室データ表示装置にてプラントパラメータを継続して監視できるよう手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合※1。</p> <p>※1：：格納容器内雰囲気放射線レベル計（CAMS）で原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル計（CAMS）が使用できない場合に原</p>	<p>b. データ表示装置（待避室）によるプラントパラメータの監視手順</p> <p>運転員等が中央制御室待避室に待避後も、データ表示装置（待避室）にてプラントパラメータを継続して監視できるよう手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合※1において、格納容器圧力逃がし装置第一弁の開操作が完了した場合</p>	<p>東海第二での着手はベント実施前の第 1 弁開操作時に行うこととする。</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<p>子炉圧力容器温度計で 300°C以上を確認した場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>中央制御室待避室にて、中央制御室待避室データ表示装置を起動し、監視する手順の概要は以下のとおり。データ表示装置に関するデータ伝送の概要を第1.16.7図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当直副長は、手順着手の判断基準に基づき、中央制御室運転員に中央制御室待避室データ表示装置の起動、パラメータ監視を指示する。 ② 中央制御室運転員は、中央制御室待避室データ表示装置を電源に接続し、端末を起動し、プラントパラメータの監視準備を行う。 <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の中央制御室待避室の対応は、中央制御室の照明確保、原子炉圧力容器への注水実施後に6号及び7号炉の中央制御室運転員各1名の合計2名で実施し、中央制御室待避室の照明の確保操作と併せて約10分で対応可能である。</p>	<p>(b) 操作手順</p> <p>中央制御室待避室にてデータ表示装置（待避室）を起動し、監視する手順の概要は以下のとおり。データ表示装置（待避室）に関するデータ伝送の概要を第1.16-13図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等にデータ表示装置（待避室）の起動、パラメータ監視を指示する。 ② 運転員等は、データ表示装置（待避室）を電源に接続し、端末を起動し、プラントパラメータの監視準備を行い、発電長に報告する。 <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記、データ表示装置（待避室）の起動操作は運転員等1名で実施し、所要時間を15分以内と想定する。</p> <p>c. 衛星電話設備（可搬型）（待避室）による通信連絡手順</p> <p>運転員等が中央制御室待避室に待避後も、衛星電話設備（可搬型）（待避室）にて発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できるように手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合※1において、格納容器圧力逃がし装置第一弁の開操作が完了した場合</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>中央制御室待避室に衛星電話設備（可搬型）（待避室）を設置する手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.16-10図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき運転員に衛星電話設備（可搬型）（待避室）の設置を指示する。 ② 運転員は、衛星電話設備（可搬型）（待避室）を衛星制御装置に接続し、電源を「入」操作し、通信連絡準備を行い、発電長に報告する。 ③ 通信連絡を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。 	<p>要員名称の違い等で実質相違なし</p> <p>記載の適正化</p> <p>KKでは通信手段の確保手順を1.19に記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<p>(8) その他の放射線防護措置等に関する手順等</p> <p>a. 炉心損傷の判断後に全面マスク等を着用する手順</p> <p>炉心損傷の判断後に運転員が中央制御室に滞在する場合、又は現場作業を実施する場合において、全面マスク等（電動ファン付き全面マスク又は全面マスク）を着用する手順を整備する。なお、中央制御室の被ばく評価において、事故後1日目の滞在時は、電動ファン付き全面マスクを着用するとして評価していることから、事故後1日目の滞在時は電動ファン付き全面マスクを着用する。ただし、いずれの期間においても空気中の放射性物質の濃度が推定できる場合は、空気中の放射性物質の濃度に応じて、着用する全面マスク等を決定する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合^{*1}</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線レベル計(CAMS)で格納容器内のγ線線量率が、設計基準事故相当のγ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル計(CAMS)が使用できない場合に原子炉圧力容器温度計で300°C以上を確認した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>炉心損傷の判断後に全面マスク等を着用する手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 当直副長は、手順着手の判断基準に基づき炉心損傷の直後に中央制御室に滞在する場合、又は現場作業を実施する場合において、運転員に電動ファン付き全面マスクの着用を指示する。</p> <p>② 運転員は、電動ファン付き全面マスクの使用前点検を行い、異常がある場合は予備品と交換する。運転員は、電動ファン付き全面マスクを着用しリークチェックを行う。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>全交流動力電源喪失時においても、可搬型蓄電池内蔵型照明及び乾電池内蔵型照明を設置し、常設代替交流電源設備又は第二代替交流電源設備から給電することで照明を確保できるため、全面マスク等の装着は対応可能である。</p>	<p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の中央制御室待避室における衛星電話設備（可搬型）（待避室）の設置は運転員1名で行い、所要時間を5分以内と想定する。</p> <p>(7) その他の放射線防護措置等</p> <p>a. 炉心損傷判断後に現場作業等を行う際に全面マスクを着用する手順</p> <p>運転員等は、中央制御室又は中央制御室待避室に滞在中は、中央制御室・中央制御室待避室の設計上、全面マスクを着用する必要はないが、中央制御室換気系等の機能喪失時や現場作業等を考慮し、全面マスクを着用する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかの状況に至った場合</p> <p>① 炉心損傷を判断した場合^{*1}で、その後現場作業等を行う場合</p> <p>② 炉心損傷を判断した場合^{*1}で、中央制御室換気系または原子炉建屋ガス処理系が機能喪失した場合</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>炉心損傷判断後に現場作業等を行う際に全面マスクを着用する手順は以下のとおり。</p> <p>① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき炉心損傷判断後の現場作業等において、運転員等に全面マスク着用を指示する。</p> <p>② 運転員等は、中央制御室内にて全面マスクを着用し、リークチェックを行い、発電長に報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>全交流動力電源喪失時においても、内蔵蓄電池又は代替交流電源設備より受電可能な可搬型照明（S A）を設置することで照明を確保できるため、全面マスクの装着は可能である。</p>	<p>KKでは電動ファン付き全面マスクを用いるが東海第二では全面マスクの着用によって居住性の確保が可能。</p> <p>東海第二では現場作業時またはMCR内では換気系等が停止している際にマスクを着用する。</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<p>b. 放射線防護に関する教育等</p> <p>定期検査等においてマスク着用の機会があることから、基本的にマスク着用に関して習熟している。</p> <p>また、放射線業務従事者指定時及び定期的に、放射線防護に関する教育・訓練を実施している。講師による指導のもとフィッティングテスターを使用したマスク着用訓練において、漏れ率（フィルタ透過率含む）2%を担保できるよう正しくマスクを着用できることを確認する。</p> <p>c. 重大事故等時の運転員の被ばく低減及び被ばく線量の平準化</p> <p>炉心損傷が予想される事態となった場合又は炉心損傷の兆候が見られた場合、運転員等の被ばく低減及び被ばく線量の平準化のため、長期的な保安確保の観点から運転員の交替要員体制を整備する。交替要員体制は、交替要員として通常勤務帯の運転員等を当直交替サイクルに充当する等の運用を行うことで、被ばく線量の平準化を行う。また、運転員について運転員交替に伴う移動時の放射線防護措置や、エンジニアリングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで運転員の被ばく低減を図る。</p> <p>(9) その他の手順項目について考慮する手順</p> <p>常設代替交流電源設備又は第二代替交流電源設備からの受電後の原子炉圧力容器への注水手順は、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。</p> <p>常設代替交流電源設備又は第二代替交流電源設備による中央制御室の電源への給電に関する手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順は、「1.15 事故時の計装に関する手順等」に整備する。</p> <p>中央制御室、屋内現場、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所等の相互に通信連絡が必要な個所と通信連絡を行う手順は、「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p> <p>(10) 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>中央制御室の照明は、設計基準対象施設である非常用照明を優先して使用する。非常用照明が使用できない場合は、可搬型蓄電池内蔵型照明を設置し、照明を確保する。常設代替交流電源設備又は第二代替交流電源設備からの受電操作が完了</p>	<p>b. 放射線防護に関する教育等について</p> <p>施設定期検査等においてマスク着用の機会があることから、基本的にマスクの着用に関して習熟している。</p> <p>また、放射線業務従事者指定時及び定期的に、放射線防護に関する教育・訓練を実施している。講師による指導のもとフィッティングテスターを使用したマスク着用訓練において、漏れ率（フィルタ透過率含む）2%を担保できるよう正しくマスクを着用できることを確認する。</p> <p>c. 重大事故等時の運転員等の被ばく低減及び被ばく線量の平準化</p> <p>炉心損傷が予想される事態となった場合又は炉心損傷の兆候が見られた場合、運転員等の被ばく低減及び被ばく線量の平準化のため、発電長は災害対策本部と協議の上、長期的な保安の観点から運転員等の交代要員体制を整備する。交代要員体制は、交代要員として通常勤務帯の運転員等を当直交代サイクルに充て構成する等の運用を行うことで、被ばく線量の平準化を行う。また、運転員等について運転員等交代に伴う移動時の放射線防護措置や、エンジニアリングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで運転員等の被ばく低減を図る。</p> <p>(8) 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>重大事故等時の対応手段の選択フローチャートを第1.16-16図に示す。中央制御室の照明は、自主対策設備である非常用照明を優先して使用する。</p> <p>非常用照明が使用できない場合は、重大事故等対処設備である可搬型照明（S A）を設置し、内蔵蓄電池からの給電により使用することで照明を確保する。代替交流電源設備からの給電開始後においても非常用照明が使用できない場合は、可搬型照</p>	<p>手順の考慮事項は 1.16.2.3 に記載</p> <p>東海第二では S A 時に常設する照明は使用せずバッテリーまたは非常用コンセントから給電される可搬型照明を使用する。</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<p>すれば、非常用照明へ給電を行い、引き続き中央制御室の照明を確保する。</p> <p>(11) 現場操作のアクセス性</p> <p>中央制御室の居住性を確保するための操作のうち現場操作が必要なものは、中央制御室可搬型陽圧化空調機起動時の以下の操作である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室可搬型陽圧化空調機ユニットと中央制御室可搬型陽圧化空調機フィルタユニットの仮設ダクトでの接続操作 ・中央制御室可搬型陽圧化空調機ユニットと中央制御室給気口の仮設ダクトでの接続操作 ・中央制御室可搬型陽圧化空調機の起動操作 ・全交流動力電源喪失時に中央制御室を陽圧化するための中央制御室換気空調系給排気隔離弁（MCR 外気取込ダンパ、MCR 排気ダンパ）の手動閉操作 <p>上記操作は、コントロール建屋計測制御電源盤区域（B）送・排風機室での操作のため当該個所へのアクセスルートを第 1.16.9 図～第 1.16.11 図に示す。</p> <p>中央制御室待避室の居住性を確保するための操作のうち現場操作が必要なものは、陽圧化装置の準備のうち以下の操作である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室陽圧化装置空気ボンベ元弁の手動開操作 ・カーボル式空気ボンベユニット建屋接続内弁の手動開操作 <p>上記操作は、コントロール建屋 1 階通路と廃棄物処理建屋 1 階通路での操作のため、当該個所へのアクセスルートについても第 1.16.9 図～第 1.16.11 図に示す。</p> <p>上記の現場操作が必要な個所へのアクセス性については、外部起因事象として地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を想定した場合のアクセスルートの成立性についても評価し、アクセス性に影響がないことを確認した。</p> <p>(12) 操作の成立性</p> <p>中央制御室及び中央制御室待避室の居住性確保のための設備である中央制御室可搬型陽圧化空調機、中央制御室陽圧化装置の使用又は準備は、炉心損傷の確認が起因となっており、当該操作は運転員の被ばく防護の観点から、事象発生後の短い時間で対応することが望ましい。よって、現状の有効性評価シーケンスにお</p>	<p>明（S A）を代替交流電源設備からの給電に切り替え、引き続き照明を確保する。</p>	<p>東海第二では現場にアクセスして操作する必要のある手順はない</p>
		<p>待避室操作の成立性は待避室の項目に記載。</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<p>いて、炉心損傷が起こるシーケンスである「大破断 LOCA+ECCS 注水機能喪失+全交流動力電源喪失」の事象発生から 300 分のタイムチャート（第 1.16.12 図）で作業の全体像と必要な要員数を示し、それぞれ個別の運転員のタイムチャート（第 1.16.13 図～第 1.16.14 図）で作業項目の成立性を確認した。</p> <p>1.16.2.2 汚染の持ち込みを防止するための手順等 (1) チェンジングエリアの設置及び運用手順 中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する手順を整備する。 チェンジングエリアには、防護具を脱衣する脱衣エリア、放射性物質による要員や物品の汚染を確認するためのサーベイエリア、汚染が確認された際に除染を行う除染エリアを設け、運転員等が汚染検査及び除染を行うとともに、チェンジングエリアの汚染管理を行う。除染エリアは、サーベイエリアに隣接して設置し、除染はウェットティッシュでの拭き取りを基本とするが、拭き取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。 また、チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合は、乾電池内蔵型照明を設置する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 当直副長が、原子力災害対策特別措置法第 10 条特定事象が発生したと判断した後、保安班長が、事象進展の状況（格納容器内雰囲気放射線レベル計（CAMS）等により炉心損傷^{※1}を判断した場合等）、参集済みの要員数及び保安班が実施する作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設営を行うと判断した場合。</p> <p>※ 1：格納容器内雰囲気放射線レベル計（CAMS）で原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル計（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度計で 300°C 以上を確認した場合。</p>	<p>1.16.2.2 汚染の持ち込みの防止 (1) チェンジングエリアの設置及び運用による汚染の持ち込みの防止 中央制御室の外側が放射性物質により汚染した状況下において、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する手順を整備する。</p> <p>また、チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合は、可搬型照明（S A）を設置する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第 10 条特定事象^{※3}が発生した場合 ※3 「原子力災害対策特別措置法施行令第 4 条第 4 号のすべての項目」及び「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第 7 条第 1 号表イのすべての項目」</p>	操作の成立性の項目に記載

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<p>b. 操作手順</p> <p>チェンジングエリアを設置するための手順の概要は以下のとおり。タイムチャートを第 1.16.15 図に示す。</p> <p>① 保安班長は、手順着手の判断基準に基づき、保安班に中央制御室の出入口付近に、チェンジングエリアを設置するよう指示する。</p> <p>② 保安班要員は、チェンジングエリア設置場所の照明が確保されていない場合、乾電池内蔵型照明を設置し、照明を確保する。</p> <p>③ 保安班要員は、チェンジングエリア用資機材を移動・設置し、エアーテントを展開し、床・壁等を養生シート及びテープを用い、隙間なく養生する。</p> <p>④ 保安班要員は、各エリアの間にバリア、入口に粘着マット等を設置する。</p> <p>⑤ 保安班要員は、簡易シャワー等を設置する。</p> <p>⑥ 保安班要員は、脱衣回収箱、GM汚染サーベイメータ等を必要な箇所に設置する。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、保安班要員 2 名で行い、作業開始から約 60 分で対応可能である。</p>	<p>b. 操作手順</p> <p>チェンジングエリアを設置するための手順の概要は以下のとおり。タイムチャートを第 1.16-17 図に示す。</p> <p>① 災害対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき重大事故等対応要員に中央制御室の出入口付近に、チェンジングエリアを設置するよう指示する。</p> <p>② 重大事故等対応要員は、チェンジングエリア設置場所の照明が確保されていない場合、可搬型照明（S A）を設置し、照明を確保する。</p> <p>③ 重大事故等対応要員は、チェンジングエリア設置場所にてチェンジングエリア用資機材を移動・設置し、テントハウスを展開し、養生シート及びテープを用い、テントハウス間及び床・壁等を隙間なく養生する。</p> <p>④ 重大事故等対応要員は、チェンジングエリア設置場所にて各エリアの間にバリア、入口に粘着マット等を設置する。</p> <p>⑤ 重大事故等対応要員は、チェンジングエリア設置場所にて簡易シャワー等を設置する。</p> <p>⑥ 重大事故等対応要員は、チェンジングエリア設置場所にて脱衣収納袋、GM汚染サーベイメータ等を必要な箇所に設置する。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、重大事故等対応要員 2 名で行い、作業開始から 170 分以内と想定する。</p> <p>チェンジングエリアには、防護具を脱衣する脱衣エリア、要員や物品の放射性物質による汚染を確認するためのサーベイエリア、汚染が確認された際に除染を行う除染エリアを設けることで、重大事故等対応要員が汚染検査及び除染を行うとともに、チェンジングエリアの汚染管理を行うことが可能である。</p> <p>なお、汚染検査方法に関してはチェンジングエリア内に案内を掲示する。</p> <p>除染エリアは、サーベイエリアに隣接して設置し、除染は、クリーンウエスでの拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じて吸水シートへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄物管理が可能である。</p> <p>全交流動力電源喪失時においても、可搬型照明（S A）を設置することでチェンジングエリアの設置及び運用のための照度の確保が可能である。</p>	<p>要員名称の違い等で実質相違なし</p> <p>想定時間の違い</p> <p>KKではエリアの説明を冒頭に記載</p>
1.16.2.3 運転員等の被ばくを低減するための手順等		東海第二ではSGTS/FRV

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<p>(1) 非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順</p> <p>a. 非常用ガス処理系起動手順</p> <p>原子炉建屋原子炉区域内を負圧に維持することで、重大事故等により原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉区域内に漏えいしてくる放射性物質が原子炉建屋原子炉区域から直接環境へ放出されることを防ぎ、運転員等の被ばくを未然に防ぐために非常用ガス処理系を起動する手順を整備する。</p> <p>全交流動力電源喪失により非常用ガス処理系が起動できない場合は、常設代替交流電源設備又は第二代替交流電源設備により非常用ガス処理系の電源を確保する。常設代替交流電源設備及び第二代替交流電源設備に関する手順等は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉区域排気放射能高、燃料取替エリア放射能高、ドライウェル圧力高、原子炉水位低（L-3）及び原子炉区域・タービン区域換気空調系全停のいずれかの信号が発生した場合又は、原子炉区域・タービン区域換気空調系が全停している場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>非常用ガス処理系を起動する手順は以下の通り。非常用ガス処理系の概要図を第 1.16.8 図に示す。</p> <p>①当直副長は、手順着手の判断基準に基づき、中央制御室運転員に非常用ガス処理系の起動準備を開始するよう指示する。</p> <p>②中央制御室運転員 A 及び B は、中央制御室からの手動起動操作、又は自動起動信号（原子炉区域排気放射能高、燃料取替エリア放射能高、ドライウェル圧力高、原子炉水位低（L-3）及び原子炉区域・タービン区域換気空調系全停）による非常用ガス処理系排風機が起動によって、非常用ガス処理系入口隔離弁及び非常ガス処理系フィルタ装置出口隔離弁が全開、非常用ガス処理系乾燥装置入口弁が調整開となることを確認する。</p> <p>③中央制御室運転員 A 及び B は、非常用ガス処理系の運転が開始されたことを非常用ガス処理系排気流量指示値の上昇及び原子炉建屋外気差圧指示値が負圧であることにより確認し当直副長に報告するとともに、原子炉建屋外気差圧指示値を規定値で維持する。非常用ガス処理系排気流量が規定値以上であるにもかかわらず、原子炉建屋外気差圧指示値が負圧にならない場合は、原子炉建屋</p>		S の操作手順を換気系と合わせて記載

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<p>ブローアウトパネルを確認し、開放状態になっている場合は閉止する。</p> <p>(c)操作の成立性</p> <p>上記の操作は、中央制御室運転員 2 名（操作者及び確認者）にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから非常用ガス処理系の起動まで 5 分以内で対応可能である。</p> <p>b. 非常用ガス処理系停止手順</p> <p>非常用ガス処理系が運転中に、原子炉建屋内の水素濃度の上昇を確認した場合は、非常用ガス処理系の系統内での水素爆発を回避するため、非常用ガス処理系を停止する。</p> <p>また、耐圧強化ベント系及び格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器ベント操作を実施する場合についても、原子炉格納容器ベント時の系統構成のため、非常用ガス処理系を停止する。</p> <p>(a)手順着手の判断基準</p> <p>原子炉建屋オペレーティングフロアの水素濃度が、1.3vol%に到達した場合、又は耐圧強化ベント系、格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器ベント操作を実施する場合。</p> <p>(b)操作手順</p> <p>非常用ガス処理系を停止する手順は以下の通り。非常用ガス処理系の概要図を第 1.16.8 図に示す。</p> <p>①当直副長は、手順着手の判断基準に基づき、中央制御室運転員に非常用ガス処理系の停止準備を開始するよう指示する。</p> <p>②中央制御室運転員 A 及び B は、非常用ガス処理系排風機のコントロールスイッチを「切保持」とし、非常用ガス処理系排風機が停止、非常用ガス処理系乾燥装置入口弁が全閉となることを確認する。</p> <p>③中央制御室運転員 A 及び B は、非常用ガス処理系入口隔離弁及び非常ガス処理系フィルタ装置出口隔離弁の全閉操作を実施する。</p> <p>④中央制御室運転員 A 及び B は、非常用ガス処理系の停止操作が完了したことを当直副長に報告する。</p> <p>(c)操作の成立性</p> <p>上記の操作は、中央制御室運転員 2 名（操作者及び確認者）にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから非常用ガス処理系の停止まで 5 分以内で対応可能である。</p>	1.16.2.3 その他の手順項目について考慮する手順	東海第二の他資料横並びのため

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
	<p>代替交流電源設備による中央制御室の電源への給電に関する手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順は、「1.15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。</p> <p>中央制御室と屋内現場、緊急時対策所等通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手順は、「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	資料の最終章として記載

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎				東海第二						備考								
<p>第1.16.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順</p> <p>対応手段、対処設備、手順書一覧 (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>手順書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15"> 居住性の確保 重大事故等対処設備 ・中央制御室 ・中央制御室遮蔽 ・中央制御室可搬型陽圧化空調機操作 (フィルタユニット・プロセスユニット) ・中央制御室可搬型陽圧化空調機操作ダクト ・中央制御室換気空調系給排気端離弁 (MCR 外気取入ダンバ、MCR 排気ダンバ) MCR 非常用外気取入ダンバ ・中央制御室換気空調系ダクト (MCR 外気取入ダクト、MCR 排気ダクト) </td> <td rowspan="15"> 一 </td> <td rowspan="15"> AW設備別操作手順書 可搬型陽圧化空調機による中央制御室陽圧化 AW設備別操作手順書 中央制御室の照明確保、データ表 小装置起動、通信設備使用 AW設備別操作手順書 空気ポンベによる中央制御室遮蔽室陽圧化と換気操作 AW設備別操作手順書 空気ポンベによる中央制御室遮蔽室陽圧化と換気操作 AW設備別操作手順書 空気ポンベによる中央制御室遮蔽室陽圧化と換気操作 AW設備別操作手順書 中央制御室待避室陽圧化装置 (空気ポンベ) ・中央制御室待避室陽圧化装置 (配管・弁) AW設備別操作手順書 空気ポンベによる中央制御室遮蔽室陽圧化と換気操作 AW設備別操作手順書 中央制御室待避室の照明確保、データ表 小装置起動、通信設備使用 AW設備別操作手順書 中央制御室待避室の照明確保、データ表 小装置起動、通信設備使用 AW設備別操作手順書 中央制御室待避室の照明確保、データ表 小装置起動、通信設備使用 AW設備別操作手順書 空気ポンベによる中央制御室遮蔽室陽圧化と換気操作 非常用照明 乾電池内蔵型照明 カード式ガスボンベユニット 第二代替交流電源設備 (※1) </td> <td rowspan="15"> 一 </td> <td rowspan="15"> 中央制御室 中央制御室換気系による居住性の確保 中央制御室の居住性の確保 原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保 </td> <td rowspan="15"> 一 </td> <td rowspan="15"> 中央制御室 対応手段 主要設備 関連設備 設主要 関連設備 </td> <td rowspan="15"> 第1.16-1表 機能喪失を想定する設計基準対象施設と整備する手順 (1/4) </td> <td rowspan="15"> 整備する手順書^{※1} 非常時運転手順書II (微候ベース) 「電源供給回復」等 非常時運転手順書II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」 常設代替交流電源設備^{※3} ・常設代替高圧電源装置 可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替低圧電源車 燃料給油設備^{※3} ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリー 交流電源設備^{※3} ・2C 非常用ディーゼル発電機 ・2D 非常用ディーゼル発電機 ・2C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 燃料給油設備^{※3} ・軽油貯蔵タンク ・2C 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ ・2D 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ 非常用ガス処理系 排風機 非常用ガス再循環系 排風機 非常用ガス処理系 配管・弁・フィルタトレイン 非常用ガス再循環系 配管・弁・フィルタトレイン 原子炉建屋原子炉棟 非常用ガス処理系排気筒 常設代替交流電源設備^{※3} ・常設代替高圧電源装置 燃料給油設備^{※3} ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ 交流電源設備^{※3} ・2C 非常用ディーゼル発電機 ・2D 非常用ディーゼル発電機 ・2C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 燃料給油設備^{※3} ・軽油貯蔵タンク ・2C 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ ・2D 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ </td> </tr></tbody></table>				機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	居住性の確保 重大事故等対処設備 ・中央制御室 ・中央制御室遮蔽 ・中央制御室可搬型陽圧化空調機操作 (フィルタユニット・プロセスユニット) ・中央制御室可搬型陽圧化空調機操作ダクト ・中央制御室換気空調系給排気端離弁 (MCR 外気取入ダンバ、MCR 排気ダンバ) MCR 非常用外気取入ダンバ ・中央制御室換気空調系ダクト (MCR 外気取入ダクト、MCR 排気ダクト)	一	AW設備別操作手順書 可搬型陽圧化空調機による中央制御室陽圧化 AW設備別操作手順書 中央制御室の照明確保、データ表 小装置起動、通信設備使用 AW設備別操作手順書 空気ポンベによる中央制御室遮蔽室陽圧化と換気操作 AW設備別操作手順書 空気ポンベによる中央制御室遮蔽室陽圧化と換気操作 AW設備別操作手順書 空気ポンベによる中央制御室遮蔽室陽圧化と換気操作 AW設備別操作手順書 中央制御室待避室陽圧化装置 (空気ポンベ) ・中央制御室待避室陽圧化装置 (配管・弁) AW設備別操作手順書 空気ポンベによる中央制御室遮蔽室陽圧化と換気操作 AW設備別操作手順書 中央制御室待避室の照明確保、データ表 小装置起動、通信設備使用 AW設備別操作手順書 中央制御室待避室の照明確保、データ表 小装置起動、通信設備使用 AW設備別操作手順書 中央制御室待避室の照明確保、データ表 小装置起動、通信設備使用 AW設備別操作手順書 空気ポンベによる中央制御室遮蔽室陽圧化と換気操作 非常用照明 乾電池内蔵型照明 カード式ガスボンベユニット 第二代替交流電源設備 (※1)	一	中央制御室 中央制御室換気系による居住性の確保 中央制御室の居住性の確保 原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保	一	中央制御室 対応手段 主要設備 関連設備 設主要 関連設備	第1.16-1表 機能喪失を想定する設計基準対象施設と整備する手順 (1/4)	整備する手順書 ^{※1} 非常時運転手順書II (微候ベース) 「電源供給回復」等 非常時運転手順書II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」 常設代替交流電源設備 ^{※3} ・常設代替高圧電源装置 可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替低圧電源車 燃料給油設備 ^{※3} ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリー 交流電源設備 ^{※3} ・2C 非常用ディーゼル発電機 ・2D 非常用ディーゼル発電機 ・2C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 燃料給油設備 ^{※3} ・軽油貯蔵タンク ・2C 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ ・2D 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ 非常用ガス処理系 排風機 非常用ガス再循環系 排風機 非常用ガス処理系 配管・弁・フィルタトレイン 非常用ガス再循環系 配管・弁・フィルタトレイン 原子炉建屋原子炉棟 非常用ガス処理系排気筒 常設代替交流電源設備 ^{※3} ・常設代替高圧電源装置 燃料給油設備 ^{※3} ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ 交流電源設備 ^{※3} ・2C 非常用ディーゼル発電機 ・2D 非常用ディーゼル発電機 ・2C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 燃料給油設備 ^{※3} ・軽油貯蔵タンク ・2C 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ ・2D 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ	設備の違い 設備名称の違い 手順書名称の違い 中央制御室及び中央制御室遮蔽は重大事故等対処施設として整理	
機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書															
居住性の確保 重大事故等対処設備 ・中央制御室 ・中央制御室遮蔽 ・中央制御室可搬型陽圧化空調機操作 (フィルタユニット・プロセスユニット) ・中央制御室可搬型陽圧化空調機操作ダクト ・中央制御室換気空調系給排気端離弁 (MCR 外気取入ダンバ、MCR 排気ダンバ) MCR 非常用外気取入ダンバ ・中央制御室換気空調系ダクト (MCR 外気取入ダクト、MCR 排気ダクト)	一	AW設備別操作手順書 可搬型陽圧化空調機による中央制御室陽圧化 AW設備別操作手順書 中央制御室の照明確保、データ表 小装置起動、通信設備使用 AW設備別操作手順書 空気ポンベによる中央制御室遮蔽室陽圧化と換気操作 AW設備別操作手順書 空気ポンベによる中央制御室遮蔽室陽圧化と換気操作 AW設備別操作手順書 空気ポンベによる中央制御室遮蔽室陽圧化と換気操作 AW設備別操作手順書 中央制御室待避室陽圧化装置 (空気ポンベ) ・中央制御室待避室陽圧化装置 (配管・弁) AW設備別操作手順書 空気ポンベによる中央制御室遮蔽室陽圧化と換気操作 AW設備別操作手順書 中央制御室待避室の照明確保、データ表 小装置起動、通信設備使用 AW設備別操作手順書 中央制御室待避室の照明確保、データ表 小装置起動、通信設備使用 AW設備別操作手順書 中央制御室待避室の照明確保、データ表 小装置起動、通信設備使用 AW設備別操作手順書 空気ポンベによる中央制御室遮蔽室陽圧化と換気操作 非常用照明 乾電池内蔵型照明 カード式ガスボンベユニット 第二代替交流電源設備 (※1)	一	中央制御室 中央制御室換気系による居住性の確保 中央制御室の居住性の確保 原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保	一	中央制御室 対応手段 主要設備 関連設備 設主要 関連設備	第1.16-1表 機能喪失を想定する設計基準対象施設と整備する手順 (1/4)											整備する手順書 ^{※1} 非常時運転手順書II (微候ベース) 「電源供給回復」等 非常時運転手順書II (停止時微候ベース) 「停止時電源復旧」 常設代替交流電源設備 ^{※3} ・常設代替高圧電源装置 可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替低圧電源車 燃料給油設備 ^{※3} ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリー 交流電源設備 ^{※3} ・2C 非常用ディーゼル発電機 ・2D 非常用ディーゼル発電機 ・2C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 燃料給油設備 ^{※3} ・軽油貯蔵タンク ・2C 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ ・2D 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ 非常用ガス処理系 排風機 非常用ガス再循環系 排風機 非常用ガス処理系 配管・弁・フィルタトレイン 非常用ガス再循環系 配管・弁・フィルタトレイン 原子炉建屋原子炉棟 非常用ガス処理系排気筒 常設代替交流電源設備 ^{※3} ・常設代替高圧電源装置 燃料給油設備 ^{※3} ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ 交流電源設備 ^{※3} ・2C 非常用ディーゼル発電機 ・2D 非常用ディーゼル発電機 ・2C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 燃料給油設備 ^{※3} ・軽油貯蔵タンク ・2C 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ ・2D 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ

※1 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整理する。			

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎			東海第二			備考			
対応手段、対処設備、手順書一覧 (2/2)			第1.16-1表 機能喪失を想定する設計基準対象施設と整備する手順 (2/4)						
機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備	整備する手順書 ^{*1}	
被ばく線量の低減		<ul style="list-style-type: none"> ・非常用ガス処理系機器 ・非常用ガス処理系フィルタ装置 ・非常用ガス処理系遮断装置 ・非常用ガス処理系通気管・弁 ・排気扇（外筒） ・非常用ガス処理系遮断装置 ・原子炉内燃素ガス管 ・原子炉内燃素ガス吸込管 	AM設備別操作手順書 SGTSによるR/B真正維持及び放射性物質除去	設計基準事故対処設備	—	中央制御室の居住性の確保	設備主要	プローアウトパネル閉止装置	非常時運転手順書II（微候停止）「電源供給回復」等
							関連設備	プローアウトパネル閉止状態表示 プローアウトパネル閉止装置装置開閉状態表示 常設代替交流電源設備 ^{*3} <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替高圧電源装置 ・燃料給油設備^{*3} ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ 非常用交流電源設備 ^{*3} <ul style="list-style-type: none"> ・2C 非常用ディーゼル発電機 ・2D 非常用ディーゼル発電機 ・2C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ・2D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 燃料給油設備 ^{*3} <ul style="list-style-type: none"> ・軽油貯蔵タンク ・2C 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ ・2D 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ 	重大事故等対処設備
							主要設備	プローアウトパネル強制開放装置	自主対策設備
被ばく線量の低減		乾燥内蔵潤滑（チェンジングエリア）	資機材	設計基準事故対策	—	計測による居住性の確保	中央制御室 中央制御室待避室	重大事故等対処施設	AM設備別操作手順書
		非常用照明	資機材				緊急時対策本部運用要領 チエンジングエリアの設置運用	酸素濃度計 ^{*2} 二酸化炭素濃度計 ^{*2}	
		防護具及び チエンジングエリア設置用資機材	資機材				緊急時対策本部運用要領 チエンジングエリアの設置運用		

*1 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整理する。

*1 整備する手順の概要是「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

*2 計測器本体を示すため計器名を記載

*3 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整理する。

*4 防護具及びチエンジングエリア用資機材は本条文【解釈】1a) 項を満足するための資機材（放射線防護措置）

*5 「1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等」で手順等の着手判断基準として用いるパラメータ（計器）であり、重大事故等対処設備としての要求事項の適合性は、「添付資料八 6.10 制御室」にて示す。

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考																																			
	<p>第1.16-1表 機能喪失を想定する設計基準対象施設と整備する手順(3/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>機能喪失を想定する設計基準対象施設</th><th>対応手段</th><th>対応設備</th><th>整備する手順書^{※1}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">中央制御室の居住性の確保</td><td rowspan="5">可搬型照明(SA)による居住性の確保</td><td rowspan="2">主要設備</td><td>中央制御室 中央制御室待避室</td><td>事故重複等大事故対応</td></tr> <tr> <td>可搬型照明(SA)</td><td>事故重複等大事故対応</td></tr> <tr> <td rowspan="3">関連設備</td><td>常設代替交流電源設備^{※3} ・常設代替高圧電源装置 可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替低圧電源車 燃料給油設備^{※3} ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリー</td><td>重大事故等対処設備等</td></tr> <tr> <td>非常用照明</td><td>策定自立設備対応</td></tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備</td><td>中央制御室 中央制御室待避室</td><td>事故重複等大事故対応</td></tr> <tr> <td>中央制御室遮蔽 中央制御室待避室遮蔽 データ表示装置(待避室) 中央制御室待避室 空気ポンベユニット(空気ポンペ) 衛星電話設備(可搬型)(待避室) 差圧計^{※4}</td><td>重大事故等対処設備</td></tr> <tr> <td rowspan="5">中央制御室待避室による居住性の確保</td><td rowspan="3">主要設備</td><td>衛星電話設備(屋外アンテナ) 衛星制御装置 衛星制御装置～衛星電話設備(屋外アンテナ)電路</td><td>A.M.設備別操作手順書</td></tr> <tr> <td>中央制御室待避室 空気ポンベユニット(配管・弁)</td><td>重大事故等対処設備</td></tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備^{※3} ・常設代替高圧電源装置 可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替低圧電源車 燃料給油設備^{※3} ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリー</td><td>重大事故等対処設備</td></tr> <tr> <td rowspan="2">関連設備</td><td>中央制御室待避室 空気ポンベユニット(配管・弁)</td><td>重大事故等対処設備</td></tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備^{※3} ・常設代替高圧電源装置 可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替低圧電源車 燃料給油設備^{※3} ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリー</td><td>重大事故等対処設備</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 整備する手順の概要是「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。 ※2 計測器本体を示すため計器名を記載 ※3 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整理する。 ※4 防護具及びチェンジングエリヤ用資機材は本文文【解説】1a) 項を満足するための資機材(放射線防護措置) ※5 「1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等」で手順等の着手判断基準として用いるパラメータ(計器)であり、重大事故等対処設備としての要求事項の適合性は、「添付資料八 6.10 制御室」にて示す。</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準対象施設	対応手段	対応設備	整備する手順書 ^{※1}	中央制御室の居住性の確保	可搬型照明(SA)による居住性の確保	主要設備	中央制御室 中央制御室待避室	事故重複等大事故対応	可搬型照明(SA)	事故重複等大事故対応	関連設備	常設代替交流電源設備 ^{※3} ・常設代替高圧電源装置 可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替低圧電源車 燃料給油設備 ^{※3} ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリー	重大事故等対処設備等	非常用照明	策定自立設備対応	主要設備	中央制御室 中央制御室待避室	事故重複等大事故対応	中央制御室遮蔽 中央制御室待避室遮蔽 データ表示装置(待避室) 中央制御室待避室 空気ポンベユニット(空気ポンペ) 衛星電話設備(可搬型)(待避室) 差圧計 ^{※4}	重大事故等対処設備	中央制御室待避室による居住性の確保	主要設備	衛星電話設備(屋外アンテナ) 衛星制御装置 衛星制御装置～衛星電話設備(屋外アンテナ)電路	A.M.設備別操作手順書	中央制御室待避室 空気ポンベユニット(配管・弁)	重大事故等対処設備	常設代替交流電源設備 ^{※3} ・常設代替高圧電源装置 可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替低圧電源車 燃料給油設備 ^{※3} ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリー	重大事故等対処設備	関連設備	中央制御室待避室 空気ポンベユニット(配管・弁)	重大事故等対処設備	常設代替交流電源設備 ^{※3} ・常設代替高圧電源装置 可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替低圧電源車 燃料給油設備 ^{※3} ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリー	重大事故等対処設備	
分類	機能喪失を想定する設計基準対象施設	対応手段	対応設備	整備する手順書 ^{※1}																																	
中央制御室の居住性の確保	可搬型照明(SA)による居住性の確保	主要設備	中央制御室 中央制御室待避室	事故重複等大事故対応																																	
			可搬型照明(SA)	事故重複等大事故対応																																	
		関連設備	常設代替交流電源設備 ^{※3} ・常設代替高圧電源装置 可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替低圧電源車 燃料給油設備 ^{※3} ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリー	重大事故等対処設備等																																	
			非常用照明	策定自立設備対応																																	
			主要設備	中央制御室 中央制御室待避室	事故重複等大事故対応																																
	中央制御室遮蔽 中央制御室待避室遮蔽 データ表示装置(待避室) 中央制御室待避室 空気ポンベユニット(空気ポンペ) 衛星電話設備(可搬型)(待避室) 差圧計 ^{※4}	重大事故等対処設備																																			
	中央制御室待避室による居住性の確保	主要設備	衛星電話設備(屋外アンテナ) 衛星制御装置 衛星制御装置～衛星電話設備(屋外アンテナ)電路	A.M.設備別操作手順書																																	
			中央制御室待避室 空気ポンベユニット(配管・弁)	重大事故等対処設備																																	
			常設代替交流電源設備 ^{※3} ・常設代替高圧電源装置 可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替低圧電源車 燃料給油設備 ^{※3} ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリー	重大事故等対処設備																																	
		関連設備	中央制御室待避室 空気ポンベユニット(配管・弁)	重大事故等対処設備																																	
常設代替交流電源設備 ^{※3} ・常設代替高圧電源装置 可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替低圧電源車 燃料給油設備 ^{※3} ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリー			重大事故等対処設備																																		

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二						備考																														
	<p>第1.16-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対象施設と整備する手順 (4/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対応設備</th> <th>対応手段</th> <th colspan="3">対応設備</th> <th>整備する手順書※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室の居住性の確保</td> <td>－</td> <td>その他の放射線防護措置等</td> <td>主要設備</td> <td>中央制御室</td> <td>重大事故施設等</td> <td rowspan="3">重大事故等対策要領</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">汚染の持ち込み防止</td> <td rowspan="3">－</td> <td rowspan="3">チエンジングエリアの設置及び運用による汚染の持ち込みの防止</td> <td rowspan="2">主要設備</td> <td>中央制御室遮蔽</td> <td>重大事故施設等</td> </tr> <tr> <td>防護具(全面マスク)</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>設備関連</td> <td>可搬型照明(SA)</td> <td>重大事故等対処設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>常設代替交流電源設備※3 ・常設代替高压電源装置 可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替低压電源車 燃料給油設備※3 ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高压電源装置燃料移送ポンプ ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ</td> <td>重大事故等対策要領</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防護具及びチエンジングエリア用資機材</td> <td>※4</td> </tr> </tbody> </table>						分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備			整備する手順書※1	中央制御室の居住性の確保	－	その他の放射線防護措置等	主要設備	中央制御室	重大事故施設等	重大事故等対策要領	汚染の持ち込み防止	－	チエンジングエリアの設置及び運用による汚染の持ち込みの防止	主要設備	中央制御室遮蔽	重大事故施設等	防護具(全面マスク)	※4	設備関連	可搬型照明(SA)	重大事故等対処設備		常設代替交流電源設備※3 ・常設代替高压電源装置 可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替低压電源車 燃料給油設備※3 ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高压電源装置燃料移送ポンプ ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ	重大事故等対策要領		防護具及びチエンジングエリア用資機材	※4
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備			整備する手順書※1																															
中央制御室の居住性の確保	－	その他の放射線防護措置等	主要設備	中央制御室	重大事故施設等	重大事故等対策要領																															
汚染の持ち込み防止	－	チエンジングエリアの設置及び運用による汚染の持ち込みの防止	主要設備	中央制御室遮蔽	重大事故施設等																																
				防護具(全面マスク)	※4																																
			設備関連	可搬型照明(SA)	重大事故等対処設備																																
	常設代替交流電源設備※3 ・常設代替高压電源装置 可搬型代替交流電源設備 ・可搬型代替低压電源車 燃料給油設備※3 ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高压電源装置燃料移送ポンプ ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ	重大事故等対策要領																																			
	防護具及びチエンジングエリア用資機材	※4																																			

※1 整備する手順の概要是「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 計測器本体を示すため計器名を記載

※3 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整理する。

※4 防護具及びチエンジングエリア用資機材は本条文【解釈】1a) 項を満足するための資機材（放射線防護措置）

※5 「1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等」で手順等の着手判断基準として用いるパラメータ（計器）であり、重大事故等対応設備としての要求事項の適合性は、「添付資料八 6.10 制御室」にて示す。

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎			東海第二			備考																																		
第1.16.2表 重大事故等対処に係る監視計器			第1.16-2表 重大事故等対処に係る監視計器 監視計器一覧 (1/3)			手順書名称の違い 設備の違い																																		
監視計器一覧 (1/2)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手順</th> <th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th> <th>監視パラメータ (計器)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.16.2.1 居住性を確保するための手順 (1) 中央制御室換気系居住性の確保</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>原子炉格納容器内の放射線線量率</td> <td>格納容器内外部放射線レベル(D/W, S/C)</td> </tr> <tr> <td>原子炉压力容器温度内の温度</td> <td>原子炉压力容器温度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">操作</td> <td>電源 (確保)</td> <td>M/C 6D電圧 M/C 7D電圧 P/C 6D電圧 P/C 7D電圧 AM用MCC</td> </tr> <tr> <td>中央制御室可搬型陽圧化空調機運転状態</td> <td>中央制御室差圧 プロセス流束</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.16.2.1 居住性を確保するための手順 (2) 原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>原子炉格納容器内の圧力</td> <td>格納容器内圧力(D/W, S/C)</td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避室陽圧機能の確保</td> <td>陽圧化空気ポンベ圧力</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">操作</td> <td>中央制御室待避室陽圧化</td> <td>中央制御室待避室差圧 陽圧化空気ポンベ圧力</td> </tr> <tr> <td>電源 (喪失)</td> <td>M/C 6C電圧 M/C 6D電圧 P/C 6C電圧 P/C 6D電圧 M/C 7C電圧 M/C 7D電圧 P/C 7C電圧 P/C 7D電圧</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">操作</td> <td>可搬型蓄電池内蔵照明設置</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>免電池内蔵型照明の設置</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			対応手順	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)	1.16.2.1 居住性を確保するための手順 (1) 中央制御室換気系居住性の確保			判断基準	原子炉格納容器内の放射線線量率	格納容器内外部放射線レベル(D/W, S/C)	原子炉压力容器温度内の温度	原子炉压力容器温度	操作	電源 (確保)	M/C 6D電圧 M/C 7D電圧 P/C 6D電圧 P/C 7D電圧 AM用MCC	中央制御室可搬型陽圧化空調機運転状態	中央制御室差圧 プロセス流束	1.16.2.1 居住性を確保するための手順 (2) 原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保			判断基準	原子炉格納容器内の圧力	格納容器内圧力(D/W, S/C)	中央制御室待避室陽圧機能の確保	陽圧化空気ポンベ圧力	操作	中央制御室待避室陽圧化	中央制御室待避室差圧 陽圧化空気ポンベ圧力	電源 (喪失)	M/C 6C電圧 M/C 6D電圧 P/C 6C電圧 P/C 6D電圧 M/C 7C電圧 M/C 7D電圧 P/C 7C電圧 P/C 7D電圧	操作	可搬型蓄電池内蔵照明設置	—	免電池内蔵型照明の設置	—	
対応手順	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)																																						
1.16.2.1 居住性を確保するための手順 (1) 中央制御室換気系居住性の確保																																								
判断基準	原子炉格納容器内の放射線線量率	格納容器内外部放射線レベル(D/W, S/C)																																						
	原子炉压力容器温度内の温度	原子炉压力容器温度																																						
操作	電源 (確保)	M/C 6D電圧 M/C 7D電圧 P/C 6D電圧 P/C 7D電圧 AM用MCC																																						
	中央制御室可搬型陽圧化空調機運転状態	中央制御室差圧 プロセス流束																																						
1.16.2.1 居住性を確保するための手順 (2) 原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保																																								
判断基準	原子炉格納容器内の圧力	格納容器内圧力(D/W, S/C)																																						
	中央制御室待避室陽圧機能の確保	陽圧化空気ポンベ圧力																																						
操作	中央制御室待避室陽圧化	中央制御室待避室差圧 陽圧化空気ポンベ圧力																																						
	電源 (喪失)	M/C 6C電圧 M/C 6D電圧 P/C 6C電圧 P/C 6D電圧 M/C 7C電圧 M/C 7D電圧 P/C 7C電圧 P/C 7D電圧																																						
操作	可搬型蓄電池内蔵照明設置	—																																						
	免電池内蔵型照明の設置	—																																						

※1 重大事故等対処設備としての要求事項を満たした重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを示す。

※2 重大事故等対処設備としての要求事項を満たさない常用計器及び常用代替計器により監視するパラメータを示す。

※3 重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いるパラメータ (計器) については、重大事故等対処設備とする。

※4 「1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等」で手順等の着手判断基準として用いるパラメータ (計器) であり、重大事故等対処設備としての要求事項の適合性は、「添付資料八 6.10 制御室」にて示す。

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎			東海第二			備考
監視計器一覧 (2/2)			第1.16-2表 重大事故等対処に係る監視計器 監視計器一覧 (2/3)			
手順書		重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ（計器）			
AM設備別操作手順書 中央制御室待避室の拡明確保、データ表示装置起動、通信設備使用		判断基準 操作	原子炉格納容器内の圧力	格納容器内圧力(D/E, S/C)		
可搬型蓄電池内蔵照明設置			—			
乾電池内蔵型照明の設置		—				
AM設備別操作手順書 空気ボンベによる中央制御室待避室陽圧化と換気操作		判断基準 操作	原子炉格納容器内の圧力	格納容器内圧力(D/E, S/C)		
中央制御室内の環境監視			酸素濃度 二酸化炭素濃度			
AM設備別操作手順書 SGTSによるR/B負担維持及び放射性物質除去		判断基準 操作	以下のいずれかの信号 ・原子炉区域排気放射能高 ・燃料取替エリア放射能高 ・ドライウェル圧力高 ・原子炉水位低(1-3) ・原子炉区域・タービン区域換気空調系全停	放射線モニタ 格納容器内圧力(D/E, S/C) 原子炉水位 原子炉区域外気温度		
原子炉区域・タービン区域換気空調系全停			原子炉区域外気温度			
非常用ガス処理系起動			非常用ガス処理系排気流量 原子炉区域外気温度			
緊急時対策本部運用要領 エンジニアリングエリアの設置運用		判断基準 操作	原子炉格納容器内の圧力	格納容器内圧力(D/E, S/C)		
原子炉压力容器内の水位			原子炉水位			
原子炉格納容器内の温度			ドライウェル容積気温度			
エンジニアリングエリアの設置			GM汚染サーベイメータ			

対応手順	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ（計器）
1.16.2.1 居住性を確保するための手順等 (4) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計による居住性の確保		
a. 中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理		
判断基準 操作	信号	原子炉水位低※1 ドライウェル圧力※1 原子炉建屋換気系排気ダクトモニタ※2 原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクトモニタ※2
	電源（確保）	M/C 2C電圧※3 M/C 2D電圧※3 P/C 2C電圧※3 P/C 2D電圧※3
b. 中央制御室待避室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理	中央制御室の環境監視	酸素濃度計※4 二酸化炭素濃度計※4
	中央制御室待避室の環境監視	差圧計※4
1.16.2.1 居住性を確保するための手順等 (5) 可搬型照明（S A）による居住性の確保		
判断基準 操作	判断基準 電源（喪失）	M/C 2C電圧※3 M/C 2D電圧※3 P/C 2C電圧※3 P/C 2D電圧※3
	可搬型照明（S A）の設置	—
判断基準 操作	原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器容積気放射線モニタ（D/W）※1 格納容器容積気放射線モニタ（S/C）※1
	原子炉压力容器温度	原子炉压力容器表面温度※1
	可搬型照明（S A）の設置	—

- ※1 重大事故等対処設備としての要求事項を満たした重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを示す。
- ※2 重大事故等対処設備としての要求事項を満たさない常用計器及び常用代替計器により監視するパラメータを示す。
- ※3 重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いるパラメータ（計器）については、重大事故等対処設備とする。
- ※4 「1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等」で手順等の着手判断基準として用いるパラメータ（計器）であり、重大事故等対処設備としての要求事項の適合性は、「添付資料八 6.10 制御室」にて示す。

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

g

柏崎	東海第二			備考			
第1.16-2表 重大事故等対処に係る監視計器							
監視計器一覧 (3/3)							
手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ（計器）					
1.16.2.1 居住性を確保するための手順 (7) 中央制御室待避室による居住性の確保							
a. 中央制御室待避室の準備	判断基準	原子炉格納容器内の放射線線量率	格納容器旁開気放射線モニタ (D/W) ※1 格納容器旁閉気放射線モニタ (S/C) ※1				
	操作	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器表面温度※1				
		原子炉格納容器内の水位	サブレッショング・プール水位※1				
		原子炉格納容器内の酸素濃度	格納容器内酸素濃度 (S A) ※1				
b. データ表示装置によるプラントパラメータの監視	判断基準	中央制御室待避室の加圧	差圧計※4				
	操作	原子炉格納容器内の放射線線量率	格納容器旁開気放射線モニタ (D/W) ※1 格納容器旁閉気放射線モニタ (S/C) ※1				
		原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器表面温度※1				
		プラントパラメータの監視	—				
c. 衛星電話装置（可搬型）（待避室）による通信連絡	判断基準	原子炉格納容器内の放射線線量率	格納容器旁開気放射線モニタ (D/W) ※1 格納容器旁閉気放射線モニタ (S/C) ※1				
	操作	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器表面温度※1				
		衛星電話装置（可搬型）（待避室）による通信連絡	—				
1.16.2.2 汚染の持ち込みの防止 (1) チェンジングエリアの設置及び運用手順							
(1) チェンジングエリアの設置及び運用手順	判断基準	—	—				
	操作	チェンジングエリアの設置	GM汚染サーベイメータ				
<small>※1 重大事故等対処設備としての要求事項を満たした重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを示す。 ※2 重大事故等対処設備としての要求事項を満たさない常用計器及び常用代替計器により監視するパラメータを示す。 ※3 重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いるパラメータ（計器）については、重大事故等対処設備とする。 ※4 「1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等」で手順等の着手判断基準として用いるパラメータ（計器）であり、重大事故等対処設備としての要求事項の適合性は、「添付資料八 6.10 制御室」にて示す。</small>							

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎			東海第二			備考
第1.16.3表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備			第1.16-3表 審査基準における要求事項毎の給電対象設備			
対象条文	号 か 号 か	供給対象設備	対象条文	供給対象設備	給電元 給電母線	
【1.16】 原子炉制御室の居住性等に関する手順等	6 号 か	中央制御室可搬型陽圧化空調機プロ トユニット	【1.16】 原子炉制御室の居住性等 に関する手順等	モータコントロールセンタ 6B	中央制御室換気系 空気調和機ファン	A系：MCC 2C系 B系：MCC 2D系
		可搬型蓄電池内蔵型照明		モータコントロールセンタ 6D-1-8	中央制御室換気系 フィルタ系ファン	A系：MCC 2C系 B系：MCC 2D系
		可搬型空気浄化装置		モータコントロールセンタ 6D-1-7	中央制御室換気系 給気隔離弁	A系：MCC 2D系 B系：MCC 2C系
		MCR 外気取入ダンバ		モータコントロールセンタ 6C-1-7, 6D-1-7	中央制御室換気系 排気隔離弁	A系：MCC 2D系 B系：MCC 2C系
		MCR 非常用外気取入ダンバ		モータコントロールセンタ 6C-1-7, 6D-1-7	中央制御室換気系 排煙装置隔離弁	A系：MCC 2D系 B系：MCC 2C系
		MCR 排気ダンバ		モータコントロールセンタ 6C-1-7, 6D-1-7	非常用ガス処理系 排風機	A系：MCC 2C系 B系：MCC 2D系
	7 号 か	非常用ガス処理系		モータコントロールセンタ 6C-1-3, 6D-1-3	非常用ガス再循環系 排風機	A系：MCC 2C系 B系：MCC 2D系
		中央制御室可搬型陽圧化空調機プロ トユニット		モータコントロールセンタ 7B	原子炉建屋ガス処理系 A0 弁用制御電源	A系：125V A系蓄電池 B系：125V B系蓄電池
		可搬型蓄電池内蔵型照明		モータコントロールセンタ 7C-1-6, 7C-1-7, 7D-1-6, 7D-1-7	可搬型照明 (S A)	緊急用MCC
		MCR 外気取入ダンバ		モータコントロールセンタ 7C-1-6, 7D-1-6	ブローアウトパネル閉止装置	緊急用MCC
		MCR 非常用外気取入ダンバ		モータコントロールセンタ 7C-1-6, 7D-1-6	ブローアウトパネル開閉状態表示	緊急用 125V 系蓄電池
		MCR 排気ダンバ		モータコントロールセンタ 7C-1-6, 7D-1-6	ブローアウトパネル閉止装置開閉状態表示	緊急用 125V 系蓄電池
		非常用ガス処理系		モータコントロールセンタ 7C-1-3, 7D-1-3		

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考										
		設備系統の違い										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">操作手順</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">②a※1 ②b※1</td> <td style="padding: 2px;">中央制御室換気系給気隔離弁</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">②a※2 ②b※2</td> <td style="padding: 2px;">中央制御室換気系排気隔離弁</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">②a※3 ④b※1</td> <td style="padding: 2px;">中央制御室換気系空気調和機ファン</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">②c※4 ④b※2</td> <td style="padding: 2px;">中央制御室換気系フィルタ系ファン</td> </tr> </tbody> </table> <p>記載例①※1 aは交流動力電源が正常な場合の手順、bは全交流動力電源が喪失した場合を示す。 ※1 同一操作手順番号内の操作対象又は確認対象を示し、数字は対象順を示す。</p>			操作手順	名称	②a※1 ②b※1	中央制御室換気系給気隔離弁	②a※2 ②b※2	中央制御室換気系排気隔離弁	②a※3 ④b※1	中央制御室換気系空気調和機ファン	②c※4 ④b※2	中央制御室換気系フィルタ系ファン
操作手順	名称											
②a※1 ②b※1	中央制御室換気系給気隔離弁											
②a※2 ②b※2	中央制御室換気系排気隔離弁											
②a※3 ④b※1	中央制御室換気系空気調和機ファン											
②c※4 ④b※2	中央制御室換気系フィルタ系ファン											

第 1.16.1 図 運転モード毎の中央制御室換気空調系概要図(1/2)

第 1.16-1 図 中央制御室換気系概要図 (A 系運転時)

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="9">経過時間（分）</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">手順の項目</th> <th rowspan="2">実施箇所・必要要員数</th> <th colspan="9">全交流電源喪失</th> </tr> <tr> <th>1 1</th> <th>2 1</th> <th>3 1</th> <th>4 1</th> <th>5 1</th> <th>6 1</th> <th>7 1</th> <th>8 1</th> <th>9 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室換気系による居住性の確保</td> <td>連絡員等 (中央制御室)</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>手動起動操作</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1.16-2図 中央制御室換気系による居住性の確保タイムチャート (全交流動力電源が喪失した場合)</p>			経過時間（分）									備考	手順の項目	実施箇所・必要要員数	全交流電源喪失									1 1	2 1	3 1	4 1	5 1	6 1	7 1	8 1	9 1	中央制御室換気系による居住性の確保	連絡員等 (中央制御室)	1								手動起動操作			タイムチャートを分割して作成
		経過時間（分）									備考																																				
手順の項目	実施箇所・必要要員数	全交流電源喪失																																													
		1 1	2 1	3 1	4 1	5 1	6 1	7 1	8 1	9 1																																					
中央制御室換気系による居住性の確保	連絡員等 (中央制御室)	1								手動起動操作																																					

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）

青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）

緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

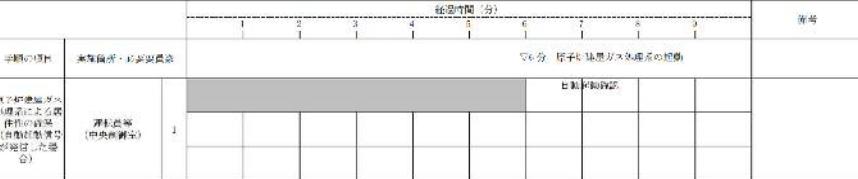
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎		東海第二	備考																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>非常用ガス処理系乾燥装置 (A)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>非常用ガス処理系乾燥装置 (B)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>非常用ガス処理系フィルタ装置</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>非常用ガス処理系排気機 (A)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>非常用ガス処理系排気機 (B)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>非常用ガス処理系乾燥装置入口弁 (A)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>非常用ガス処理系乾燥装置入口弁 (B)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁 (A)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁 (B)</td> </tr> </tbody> </table> <p>原子炉建屋・原子炉区域</p> <p>排气口</p> <p>主排气管</p> <p>排气机室</p> <p>非常用ガス処理系乾燥装置 (A) 非常用ガス処理系乾燥装置 (B) 非常用ガス処理系フィルタ装置 非常用ガス処理系排気機 (A) 非常用ガス処理系排気機 (B) 非常用ガス処理系乾燥装置入口弁 (A) 非常用ガス処理系乾燥装置入口弁 (B) 非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁 (A) 非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁 (B)</p>	No	機器名称	1	非常用ガス処理系乾燥装置 (A)	2	非常用ガス処理系乾燥装置 (B)	3	非常用ガス処理系フィルタ装置	4	非常用ガス処理系排気機 (A)	5	非常用ガス処理系排気機 (B)	6	非常用ガス処理系乾燥装置入口弁 (A)	7	非常用ガス処理系乾燥装置入口弁 (B)	8	非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁 (A)	9	非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁 (B)	<p>原子炉建屋・原子炉区域</p> <p>非常用ガス処理系乾燥装置 (A) 非常用ガス処理系乾燥装置 (B) 非常用ガス処理系フィルタ装置 (A) 非常用ガス処理系フィルタ装置 (B) 非常用ガス処理系排気機 (A) 非常用ガス処理系排気機 (B) 非常用ガス処理系乾燥装置入口弁 (A) 非常用ガス処理系乾燥装置入口弁 (B) 非常用ガス処理系トレンイン入口弁 (A) 非常用ガス処理系トレンイン入口弁 (B) 非常用ガス処理系トレンイン出口弁 (A) 非常用ガス処理系トレンイン出口弁 (B) 非常用ガス処理系フィルタ装置 (A) 非常用ガス処理系フィルタ装置 (B) 非常用ガス処理系系統再循環弁 非常用ガス再循環系原子炉建屋通常排気系隔離弁 非常用ガス再循環系系統入口弁 非常用ガス再循環系トレンイン入口弁 非常用ガス再循環系トレンイン出口弁 非常用ガス処理系トレンイン入口弁 非常用ガス処理系トレンイン出口弁 非常用ガス再循環系系統再循環弁 原子炉・ダーピング区域 換気空調系 バージ用排氣機</p>	<p>設備系統の違い</p>
No	機器名称																					
1	非常用ガス処理系乾燥装置 (A)																					
2	非常用ガス処理系乾燥装置 (B)																					
3	非常用ガス処理系フィルタ装置																					
4	非常用ガス処理系排気機 (A)																					
5	非常用ガス処理系排気機 (B)																					
6	非常用ガス処理系乾燥装置入口弁 (A)																					
7	非常用ガス処理系乾燥装置入口弁 (B)																					
8	非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁 (A)																					
9	非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁 (B)																					

第1.16.8図 非常用ガス処理系概要（6号炉）

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
	 <p>第 1.16—4 図 原子炉建屋ガス処理系（交流電源が正常な場合）運転の タイムチャート</p>	タイムチャートを分割して作成
	 <p>第 1.16—5 図 原子炉建屋ガス処理系（全交流動力電源が喪失した場合）運転 のタイムチャート</p>	
	 <p>第 1.16—6 図 原子炉建屋外側プローアウトパネルが開放した場合の閉止（遠 隔操作の場合）のタイムチャート</p>	
	 <p>第 1.16—7 図 原子炉建屋外側プローアウトパネルが開放した場合の閉止（現 場において人力による操作が必要な場合）のタイムチャート</p>	

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<p>（重大事故等発生時、ブルーム通過前及びブルーム通過後）</p>		<p>東海第二ではカードル式空気ポンベユニットは用いない</p>
<p>（重大事故等発生時、ブルーム通過中）</p>		

第1.16.1図 運転モード毎の中央制御室換気空調系概要図(2/2)

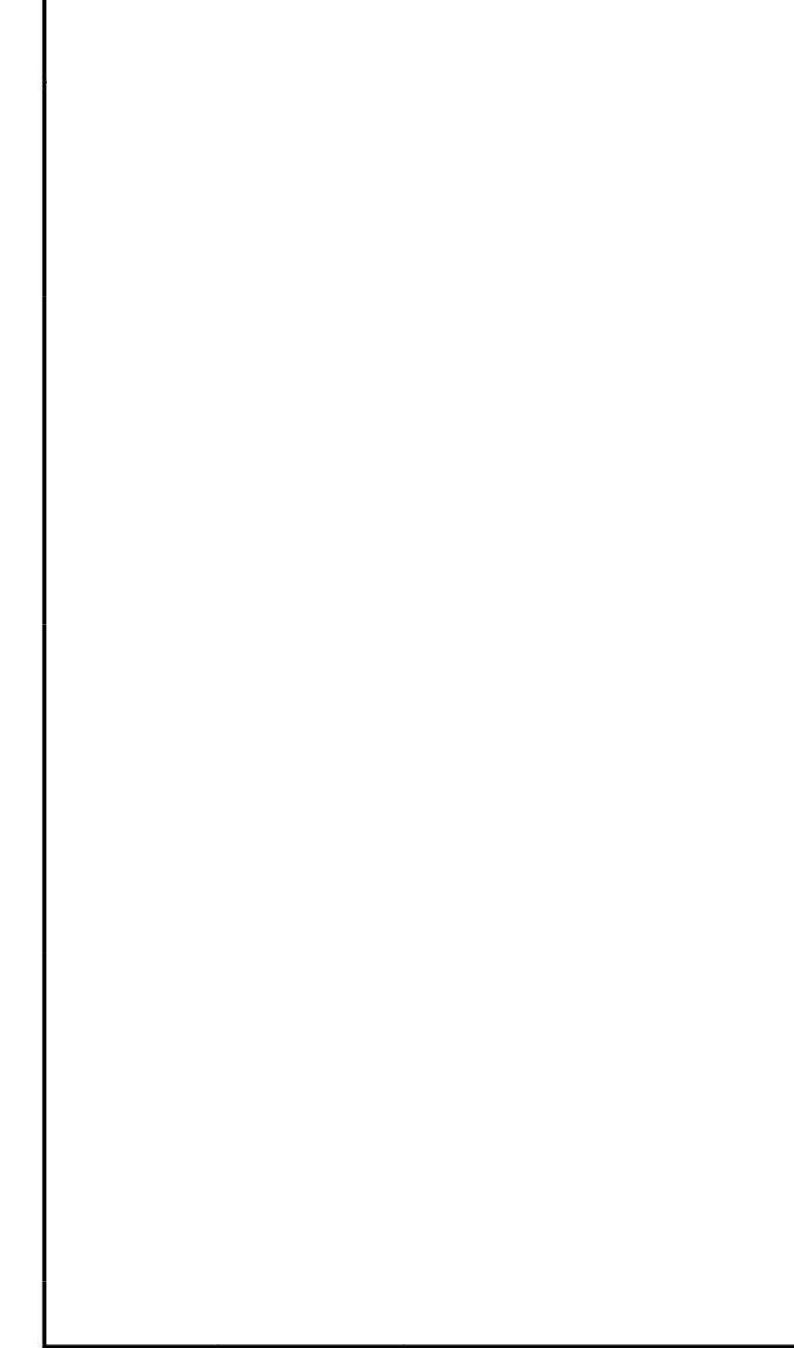
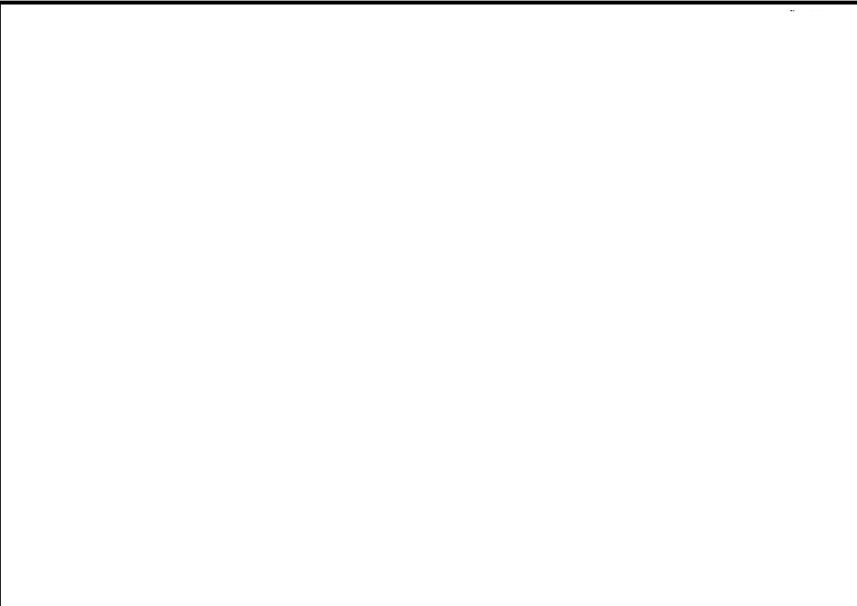
柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
		タイムチャートを分割して作成

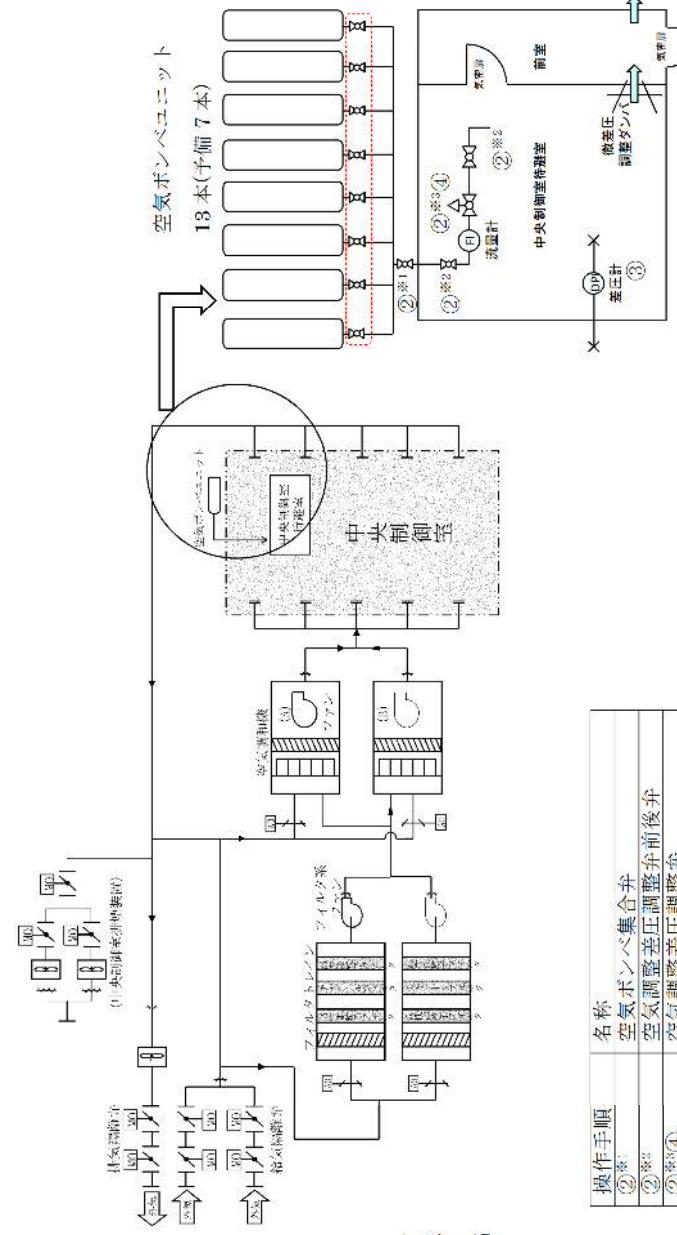
柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
		東海第二では可搬型陽圧化装置は用いない
		
第1.16.2図 中央制御室、中央制御室待避室の陽圧化バウンダリ構成図	第1.16-11図 中央制御室待避室正圧化バウンダリ構成図	
第1.16.3図 中央制御室可搬型陽圧化空調機の構成図		

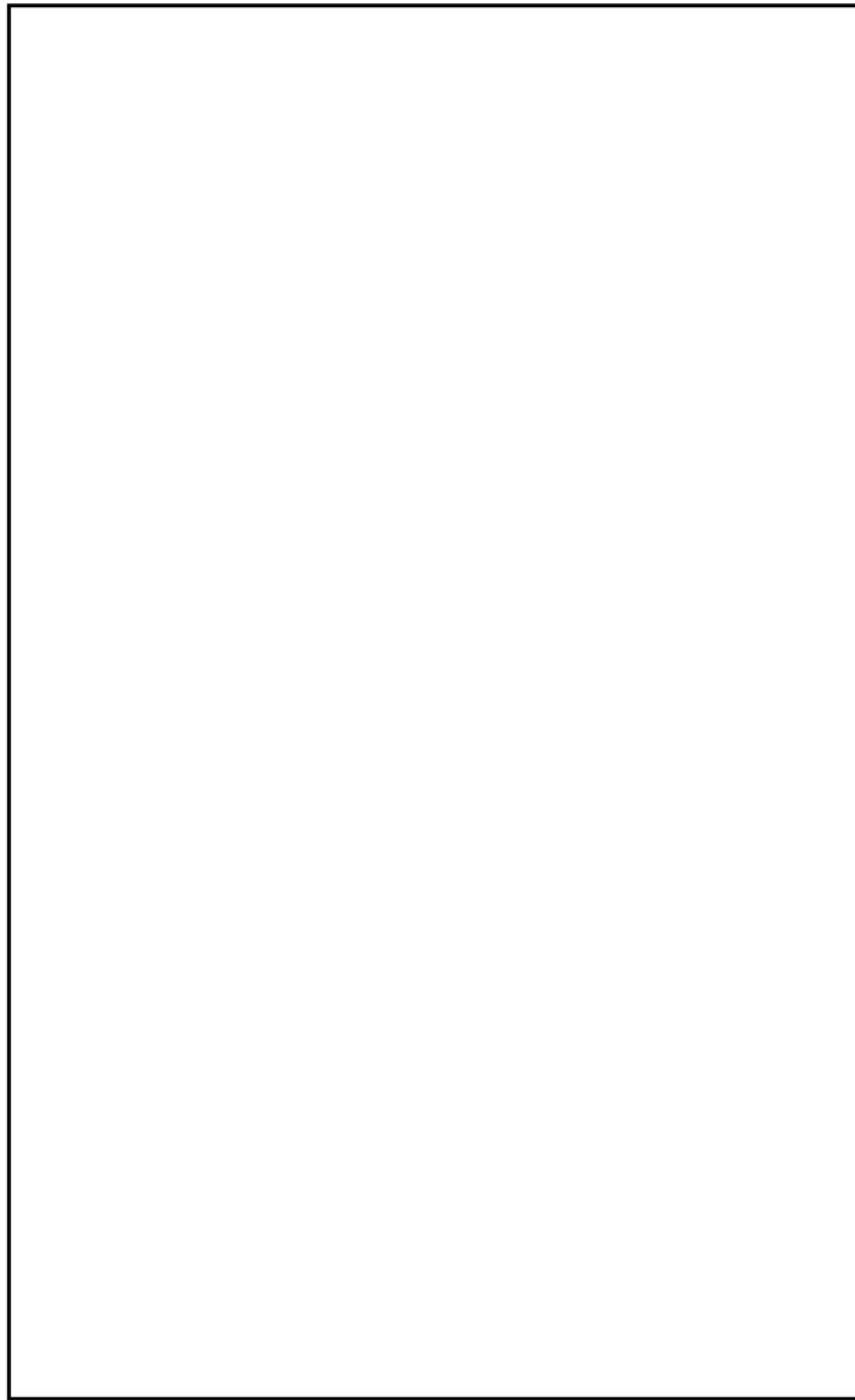
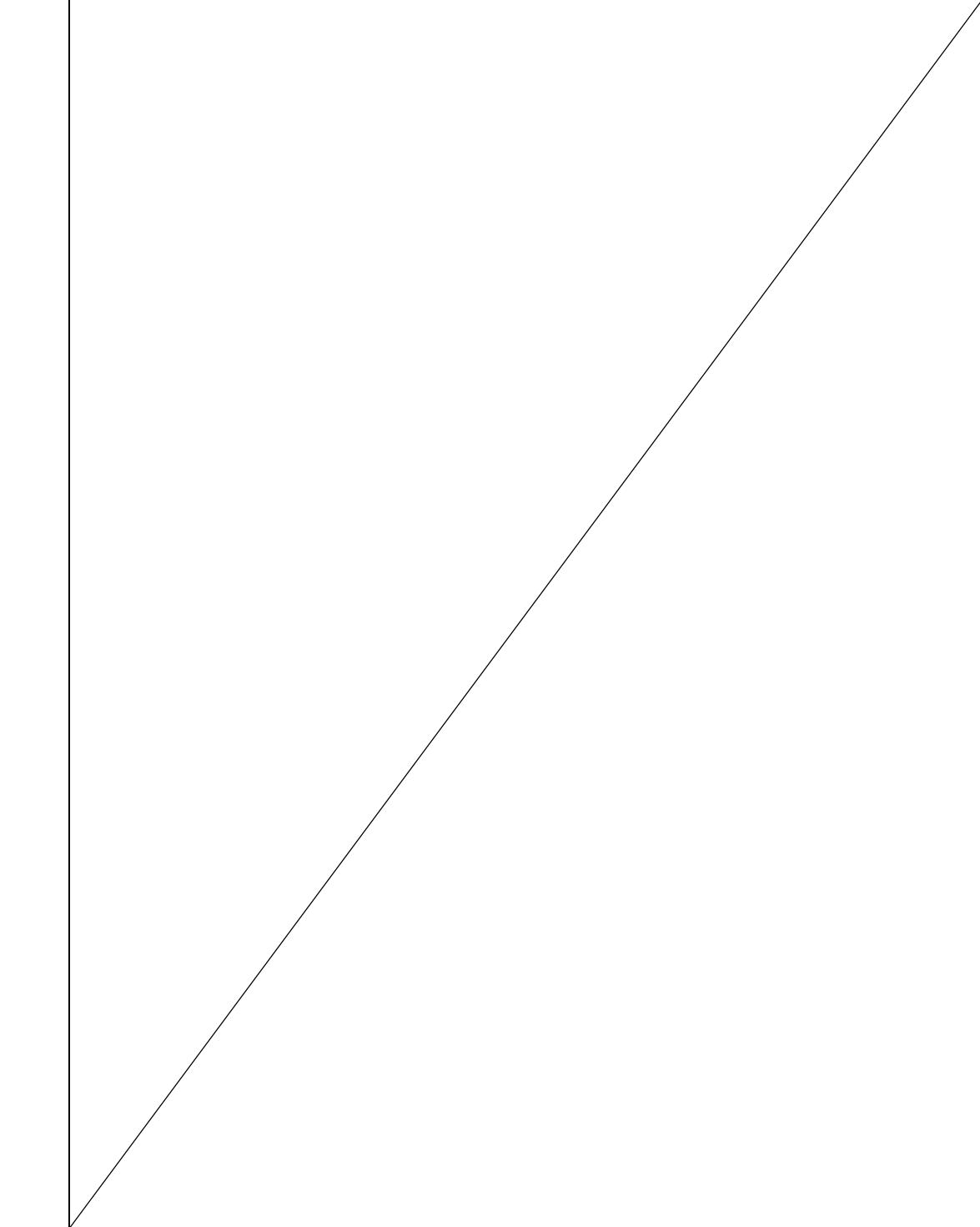
柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
 <p>第1.16.4図 6号炉中央制御室可搬型陽圧化空調機 配置図</p>	 <p>空気ボンベユニット 13本(予備7本)</p> <p>中央制御室</p> <p>操作手順番号 ①中央制御室用 ②空気ボンベユニット ③空気調整弁前後弁 ④空気調整差圧調整弁 差圧計</p> <p>操作手順 ②※: ②※: ②※④: ③</p> <p>記載例 ①※! ※1 同一操作手順番号内の操作対象又は確認対象を示し、数字は対象順を示す。</p> <p>第1.16-12図 中央制御室待避室空気ボンベユニット概要図</p>	<p>設備の違い</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

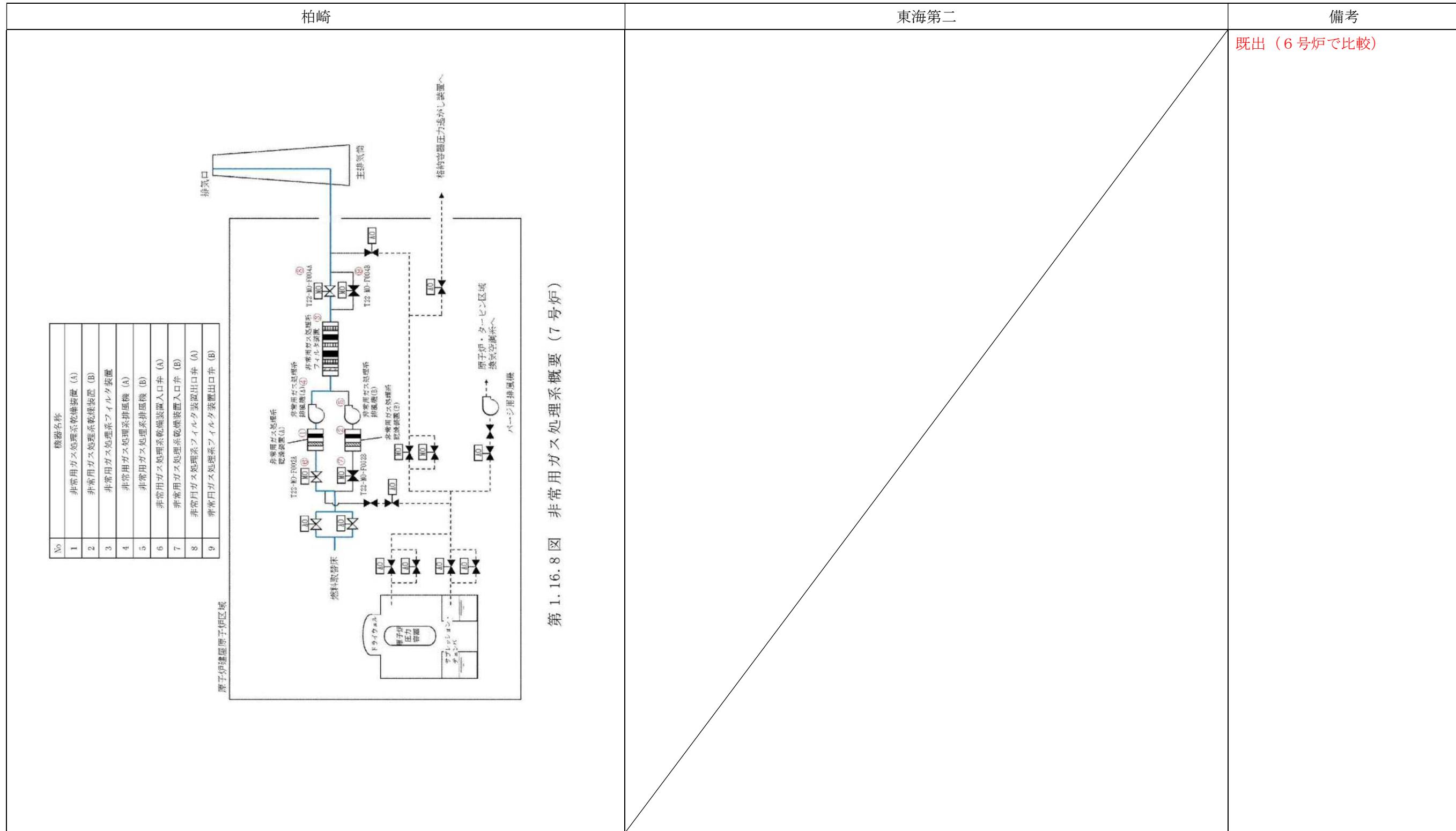
赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
		東海第二では可搬型陽圧化装置 は用いない

第1.16.5図 7号炉中央制御室可搬型陽圧化空調機 配置図

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

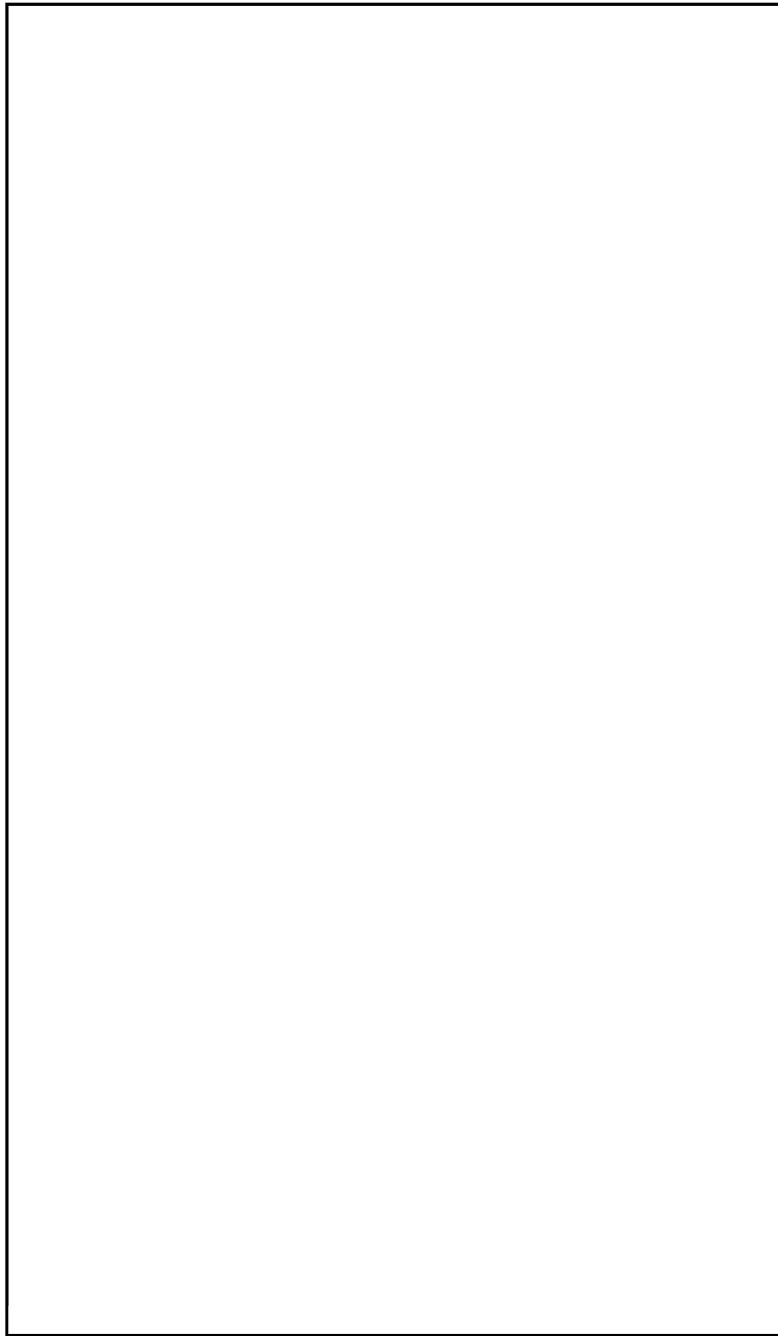
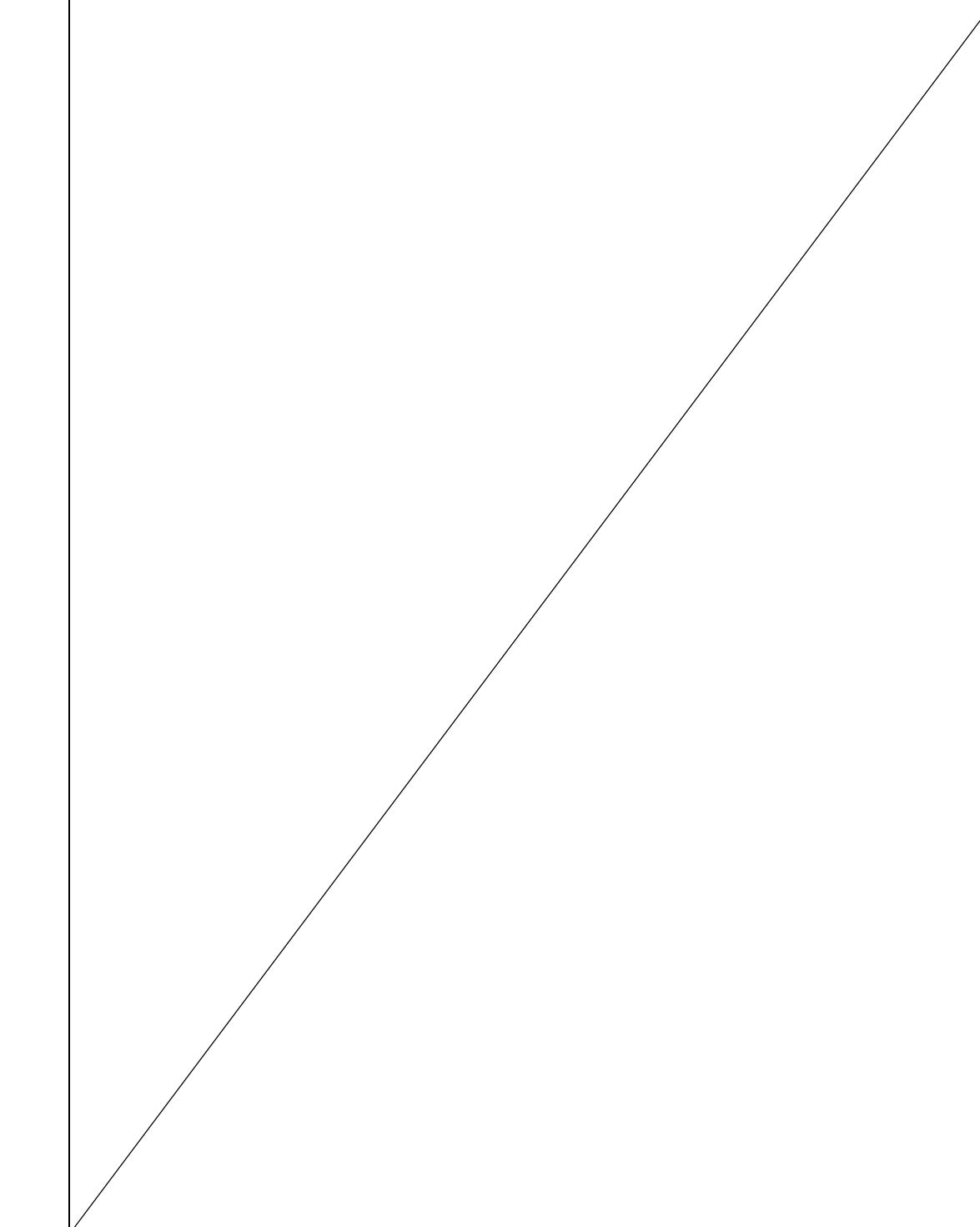
赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点



第1.16.8図 非常用ガス処理系概要（7号炉）

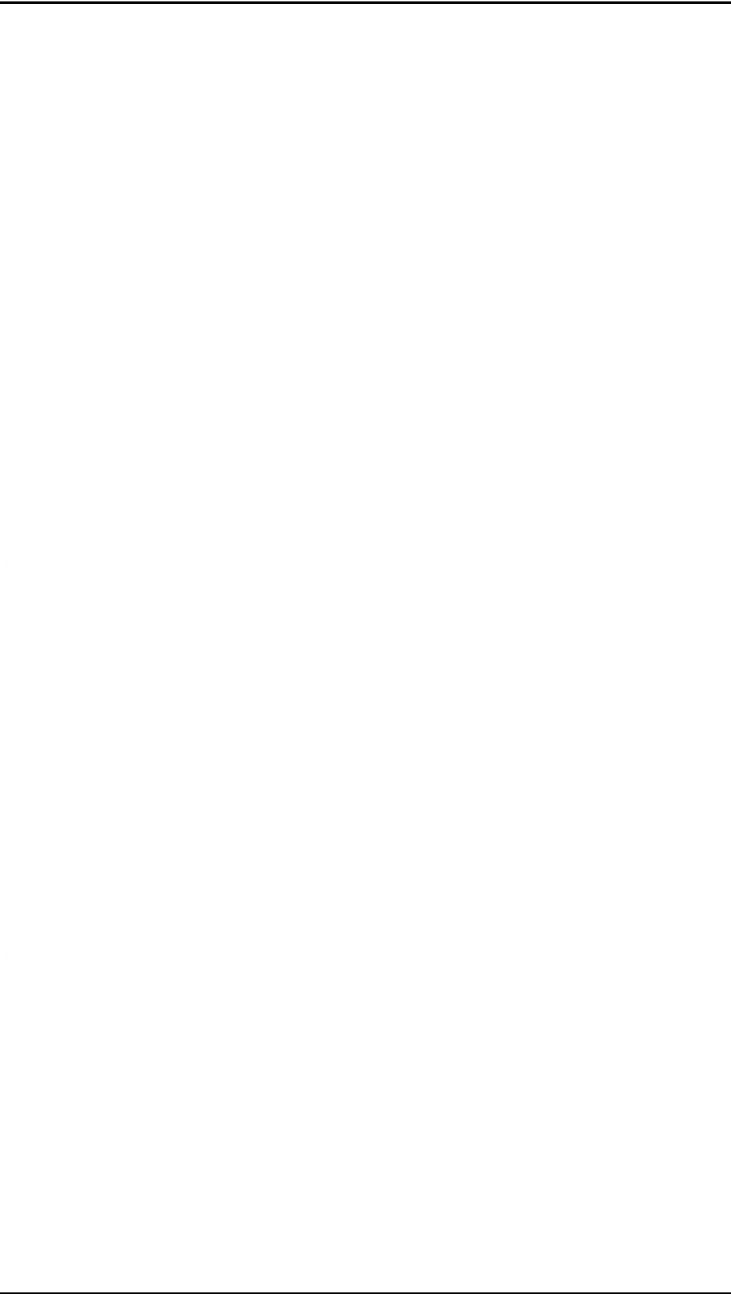
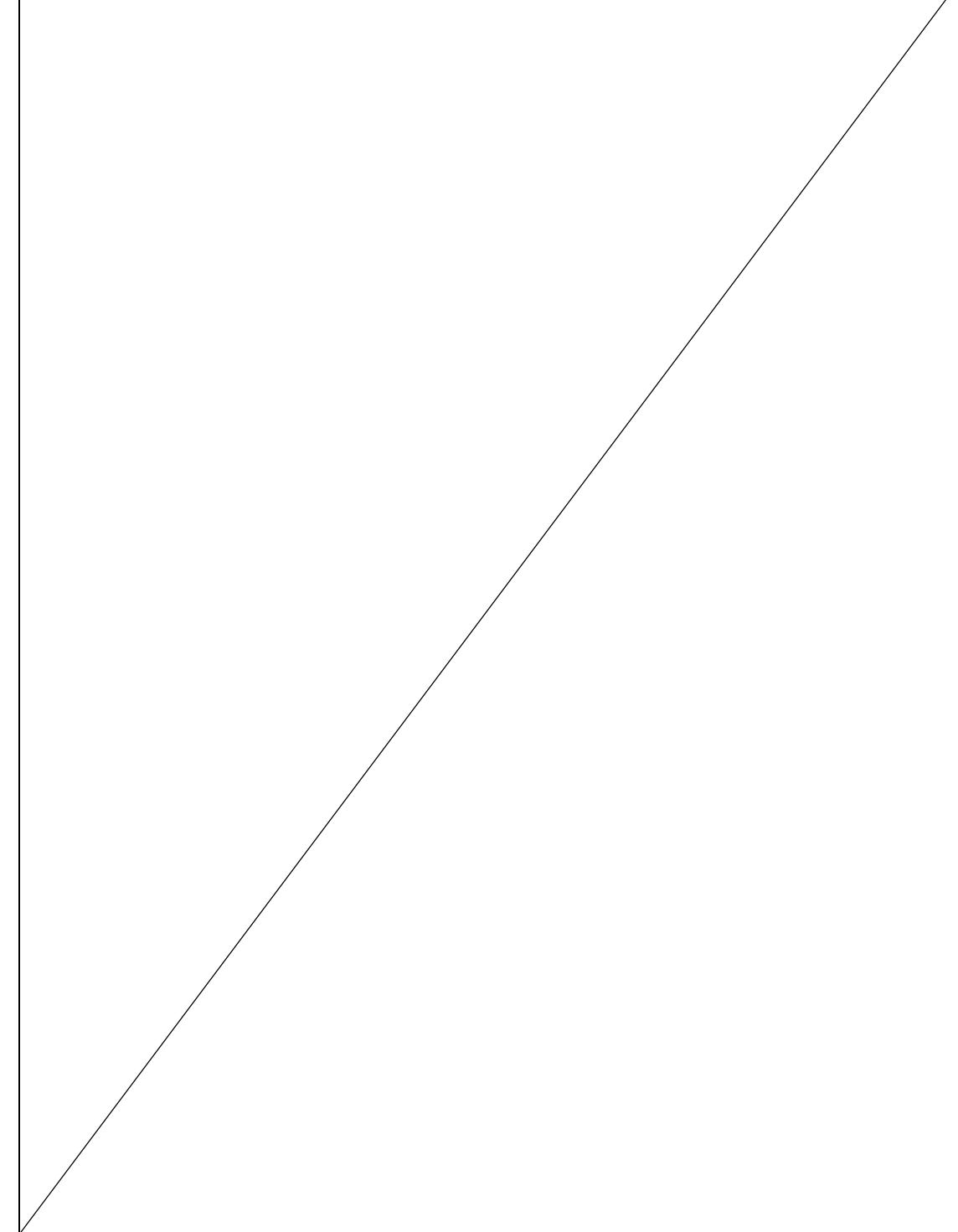
柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
 <small>第1.16.9図 現場操作アクセスルート（建屋2階）</small>		東海第二では現場操作を要する手順はない

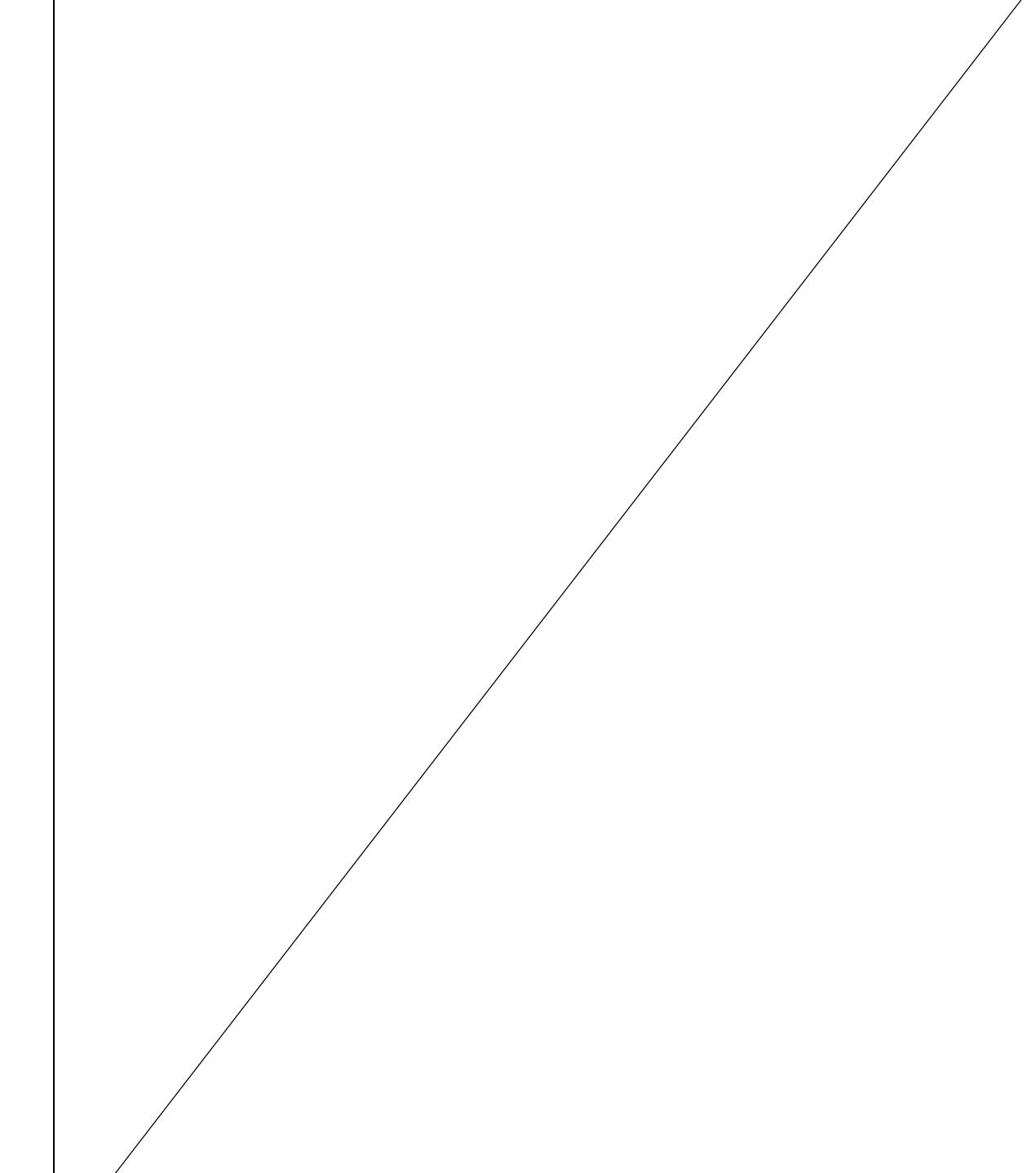
柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
		東海第二では現場操作を要する手順はない

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
 <p>第1.16.11図 現場操作アクセスルート（建屋地下1階）</p>		東海第二では現場操作をする手順はない

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
<p>第1.16.6図 中央制御室待避室陽圧化装置概要</p>	<p>第1.16-13図 データ表示装置（待避室）に関するデータ伝送の概要</p>	<p>設備の違い</p>
<p>第1.16.7図 データ表示装置に関するデータ伝送の概要</p>	<p>※1：通信事業者所掌の統合原子力防災ネットワークを超えた範囲から緊急時対策支援システム（ERSS）となる。</p> <p>第1.16-13図 データ表示装置（待避室）に関するデータ伝送の概要</p>	

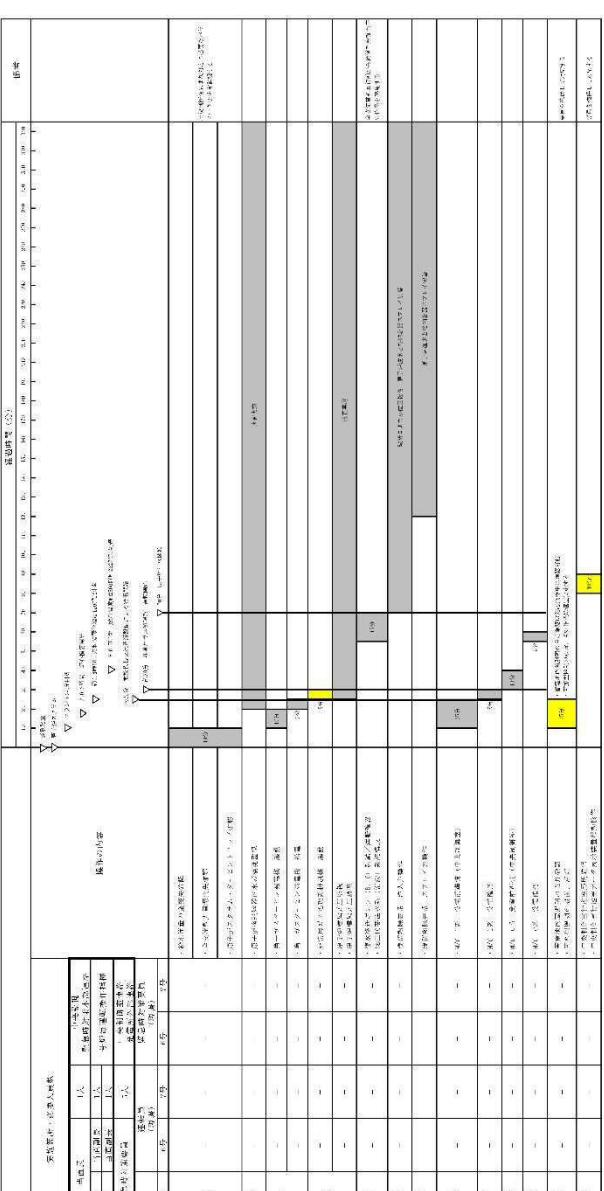
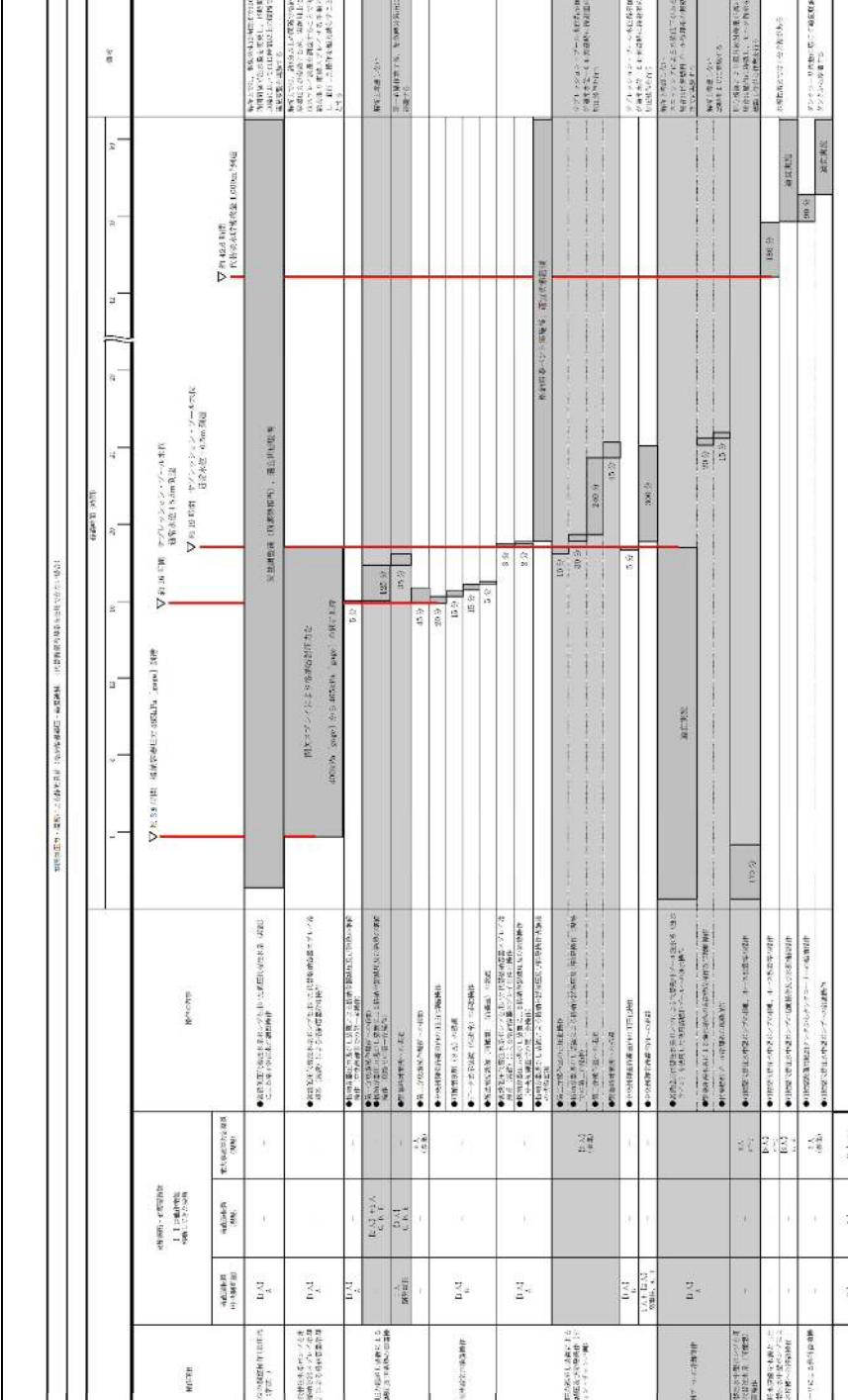
柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎		東海第二		備考	
				想定するシーケンスの違い	
<p>第 1.16.12 図 「大破壊 LOCA + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失」シーケンス</p>					
<p>第 1.16.14 図 「零開気圧力・温度による静的負荷（原子炉格納容器過圧・過温警報）」の作業と所要時間（代替換熱冷却系を使用できない場合）（1/2）</p>					

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎		東海第二		備考
				想定するシーケンスの違い
第1.16.13図 「大破断LOCA+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失」シーケンス（中央制御室運転員）				

第1.16.13図 「大破断LOCA+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失」シーケンス（中央制御室運転員）

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎		東海第二		備考
<p>This chart compares operational sequences for Item 1.16 across two reactors. It highlights differences in equipment, operation, or organization (red), differences in documentation location and content (blue), and differences in documentation expression or equipment name (green). A yellow shaded area indicates changes made after December 15th.</p>				想定するシーケンスの違い

第 1.16.12 図 「大破壊 LOCA + ECCS 注水機能喪失 + 全交流動力電源喪失」シーケンス

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表 【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）

青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）

緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

操作項目		操作の内容	経過時間 (s)	備考
	電気員 連絡員 （現場） E号			
炉内計器監視（定期巡回） 手動操作	2人 C,D	・操作部 ・手・足スティック操作部 ・手・足スティック操作部手動操作 ・手・足スティック操作部手動操作	200s	
炉内計器監視（定期巡回） 手動操作	2人 C,D	・操作部 ・手・足スティック操作部 ・手・足スティック操作部手動操作 ・手・足スティック操作部手動操作	200s	
炉内計器監視（定期巡回） 手動操作 プロトコルシート作成	2人 C,D	・操作部 ・手・足スティック操作部 ・手・足スティック操作部手動操作 ・手・足スティック操作部手動操作	200s	
炉内計器監視（定期巡回） 手動操作 手書き	2人 C,D	・操作部 ・手・足スティック操作部 ・手・足スティック操作部手動操作 ・手・足スティック操作部手動操作	200s	
炉内計器監視（定期巡回） 手動操作 手書き	2人 C,D	・操作部 ・手・足スティック操作部 ・手・足スティック操作部手動操作 ・手・足スティック操作部手動操作	200s	
炉内計器監視（定期巡回） 手動操作 手書き	2人 E,F	・操作部 ・手・足スティック操作部 ・手・足スティック操作部手動操作 ・手・足スティック操作部手動操作	200s	
炉内計器監視（定期巡回） 手動操作 手書き	2人 E,F	・操作部 ・手・足スティック操作部 ・手・足スティック操作部手動操作 ・手・足スティック操作部手動操作	200s	
炉内計器監視（定期巡回） 手動操作 手書き	2人 E,F	・操作部 ・手・足スティック操作部 ・手・足スティック操作部手動操作 ・手・足スティック操作部手動操作	200s	
				想定するシーケンスの違い

図1.16.13 「大破断LOCA+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失」シケンス(6号機現場運転員)

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表 【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）

青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）

緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）

黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

図1.16.14 「大破断LOCA+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失」シーケンス(7号炉現場運転員)

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎	東海第二	備考
	<pre> graph TD A[全交流動力電源喪失] --> B{代替交流電源設備給電可能} B -- Yes --> C{非常用照明 使用可能} B -- No --> D[可搬型照明(SA) [内蔵蓄電池給電]] C -- Yes --> E[非常用照明 [代替交流電源設備給電]] C -- No --> F[可搬型照明(SA) [代替交流電源設備給電]] </pre> <p>(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> : プラント状態 : 操作確認 : 判断 : 重大事故等対処設備 	対応手段の選択フローチャートを追加

第1.16-16図 対応手段選択フローチャート

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表
【対象項目：1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の違い）
青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：実質的な差異なし）
黄色塗りつぶし：12月15日からの変更点

柏崎							東海第二							備考				
			経過時間（分）															
			0	10	20	30	40	50	60									
手順の項目		要員	▽設置指示						チェンジングエリア▽設置完了									
チェンジングエリ ア設置手順	保安班	2 名		資機材準備												エリア設置		
第1.16-17図 中央制御室チェンジングエリア設営 タイムチャート																		
第1.16-17図 中央制御室チェンジングエリア設営 タイムチャート																		